

令和3年第3回
利根町議会定例会会議録 第5号

令和3年9月21日 午前10時開議

1. 出席議員

2番	山崎 誠一郎 君	8番	井原 正光 君
3番	片山 啓 君	9番	五十嵐 辰雄 君
4番	大越 勇一 君	10番	若泉 昌寿 君
5番	石井 公一郎 君	11番	船川 京子 君
6番	石山 肖子 君	12番	新井 邦弘 君
7番	花嶋 美清雄 君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町 長	佐々木 喜章 君
教 育 長	海老澤 勤 君
総務課長兼防災危機管理課長	飯塚 良一 君
政策企画課 長	川上 叔春 君
財 政 課 長	蜂谷 忠義 君
税 務 課 長	大越 達也 君
住 民 課 長	久保田 政美 君
福 祉 課 長	三好 則男 君
子育て支援課 長	花嶋 みゆき 君
保健福祉センター所長	狩谷 美弥子 君
生活環境課 長	飯田 喜紀 君
保険年金課長兼国保診療所事務長	直江 弘樹 君
建 設 課 長	中村 敏明 君
まち未来創造課 長	青木 正道 君
会 計 課 長	田口 輝夫 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 大越 聖之

書
書

記
記

荒 井 裕 二
野 田 あゆ美

1. 議事日程

議 事 日 程 第 5 号

令和3年9月21日（火曜日）

午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第38号 | 令和3年度利根町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について |
| 日程第2 | 議案第39号 | 令和3年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の専決処分について |
| 日程第3 | 議案第40号 | 利根町過疎地域持続的発展計画の策定について |
| 日程第4 | 議案第41号 | 利根町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例 |
| 日程第5 | 議案第42号 | 利根町手数料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第43号 | 利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第44号 | 利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第45号 | 利根町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第46号 | 利根町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第47号 | 令和3年度利根町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第11 | 議案第48号 | 令和3年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第12 | 議案第49号 | 令和3年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議案第50号 | 令和3年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 議案第51号 | 令和3年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議案第52号 | 令和3年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第16 | 議案第53号 | 令和3年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第17 | 議案第54号 | 財産の取得について |
| 日程第18 | 議案第55号 | 令和2年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第19 | 議案第56号 | 令和2年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件 |

- 日程第20 議案第57号 令和2年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第21 議案第58号 令和2年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第22 議案第59号 令和2年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第23 議案第60号 令和2年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第24 議案第61号 令和2年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第25 議案第62号 和解及び損害賠償額の決定について
- 日程第26 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第27 議員提出議案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
- 日程第28 常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第38号
- 日程第2 議案第39号
- 日程第3 議案第40号
- 日程第4 議案第41号
- 日程第5 議案第42号
- 日程第6 議案第43号
- 日程第7 議案第44号
- 日程第8 議案第45号
- 日程第9 議案第46号
- 日程第10 議案第47号
- 日程第11 議案第48号
- 日程第12 議案第49号
- 日程第13 議案第50号
- 日程第14 議案第51号
- 日程第15 議案第52号
- 日程第16 議案第53号
- 日程第17 議案第54号
- 日程第18 議案第55号

- 日程第19 議案第56号
日程第20 議案第57号
日程第21 議案第58号
日程第22 議案第59号
日程第23 議案第60号
日程第24 議案第61号
日程第25 議案第62号
日程第26 諮問第1号
日程第27 議員提出議案第1号
日程第28 常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件
-

午前10時00分開議

○議長（新井邦弘君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程に入る前に、議員各位に申し上げます。

質疑は、議題となっている事件について疑義をたずために行うものであります。よって、会議規則第54条の規定により、議題外にわたる発言や議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。また、同条第3項に質疑は自己の意見を述べるできないと規定されておりますので、これらのルールを遵守するよう申し上げます。

それでは議事日程に入ります。

○議長（新井邦弘君） 日程第1、議案第38号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題とします。

質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 井原正光です。それでは、議案第38号、令和3年度利根町一般会計補正予算（第3号）について質疑をいたします。

今回、新型コロナウイルスワクチン接種対策費として、国庫補助金1,790万円が収入されており、それを財源として個別予防接種委託ということで1,790万1,000円が計上されております。説明では12歳から15歳の方が今回追加されたことに伴う、その予防接種の委託だというふうに理解しておりますけれども、65歳以上の接種率が非常に高かったというような説明もございます。高かったということは、まだまだ接種をしていない人がいるとい

うふうにも理解されます。

それからまた、時間外、休日接種の件についても加算されたというふうな説明もございましたので、これらを含めて、今回のこの個別予防接種の委託、どのような範囲の方に対しての接種を行うのか、それをお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） それでは、井原議員の御質疑にお答えさせていただきます。

今回の補正予算に計上いたしましたコロナワクチン接種の対象者でございますが、12歳からの方全てを対象として見込んで予算を計上しております。ただ、12歳におきましては、お誕生日を迎えてからになりますので、この後、またお誕生日ごとに翌月に接種券を発行して、その後、予約、接種という流れになります。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今、休日、要するに時間外接種等についてもちょっとお聞きしたいなと思ったんですが、その辺の答弁がなかったんで、再度お願いいたします。

それから、今回の12歳から15歳に限定、あくまで限定をされているのかどうか、またいろいろテレビ等でも話が出ておりますけれども、妊産婦に対する接種などは済んでいるのかどうか、それともう一つは、接種に対してアレルギー等の有無などはどのように行っているのかどうか、問診ですね、その辺についても詳しく、住民が行政の説明を聞いて安心して接種ができるように、ひとつ細かく丁寧に説明してください。

○議長（新井邦弘君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

年齢でございますが、今回補正に上げました対象者は、新たに対象年齢と加わった12歳から15歳に限定するものではなく、12歳から15歳プラス16歳以上の方も接種率が多かったので、それを見込んだ予算計上となっております。

続きまして、今回の補正予算に上げております時間外加算、休日加算についてでございますが、こちらにつきましては、個別接種の接種を加速するために、国が新たに制度として設けたものによる補正予算の計上になります。休日、時間外、2種類ございます。

各医療機関で、通常の診察時間として挙げている時間外に接種した場合、これは病院によって設定が違います。通常診療としている以外の時間外に接種した場合の時間外加算が1件当たり730円、これを4,000回分、そして休日加算、こちらにつきましては、休日、委託している医療機関が今日は休診日ですというふうに出している休診日に接種した場合の加算になります。1件当たり2,130円掛ける4,000回でございます。いずれもこの金額に消

費税がかかります。この金額を今回補正で上げてございます。

続きまして、アレルギー等の対応でございますが、こちらに関してましては、過去にアレルギーがある方の場合には、よく主治医と相談をした上での接種になりますので、先生に御相談していただいてから接種をする、そしてアレルギーが過去にあった場合、接種した後、通常は15分を体調に変化がないかという健康観察の時間がございますが、こちらに関しましては30分、アレルギー反応が過去にあったという方に関しては30分ということで倍の時間を健康観察としてその場にとどまっていたら、体に変化がないかどうか確認してから、お帰りいただくように対応しております。

妊産婦の方に対しては、当初、国は控えるようにという始まった当初は説明がございましたが、妊産婦さんのコロナワクチン接種に関しましては、感染することで重症化の可能性があるということが出されまして、その後、妊産婦に関しても接種という形になっております。

利根町は、既に全年齢で今お申込みいただければ、申し込んだ後、約2週間後には接種ができる体制になっておりますので、妊産婦さん、もしくは妊娠している方、配偶者等も、この後、接種について御検討いただいた上での申込みという形をしていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） いろいろ細かく説明していただきましてありがとうございます。

それで、この時間外等について、その診療、町内の医療機関は全てやっているのでしょうか。また、妊産婦等の受診というのは、この辺では全ての医療機関でやっているのでしょうか、また、産婦人科専門の医院のみなのでしょうか。その辺、お伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

町内の医療機関7医療機関のうち、時間外接種として対応してくださっているのは全てではございません。こちらは病院の診療体制、スタッフ体制の関係もございますので、全てではなくて、医療機関で時間外を自分のところでしますというところのみ、受けていただいております。

妊産婦さんの接種に関しては、産婦人科での接種だけではなくて、本人の御希望、その後、産婦人科のかかりつけ医で接種をして構わないという相談をして、オーケーという形になりましたら、産婦人科に限らず、町内の医療機関でも接種できる体制になっております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第38号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について採決します。

原案を承認することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第38号は承認とされました。

○議長（新井邦弘君） 日程第2，議案第39号 令和3年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の専決処分についてを議題とします。

質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 井原正光です。それでは、議案第39号 令和3年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の専決処分について質疑をいたします。

今回、歳入のほうで雑入といたしまして新型コロナワクチン接種料ということで4,151件の収入がされております。その収入を財源として、委託料として1名の方、要するに業務が忙しくなったということでしょう。窓口業務として1名の方に電話対応等の業務を委託するんだというふうなことの説明だったかと思えます。

そこで、私は、今回のワクチンというのは、第1回も第2回目も無料だというふうに思っていたんですが、この雑入の接種料859万2,000円の収入の算出というのは、これは何だったのでしょうか。ちょっとよく分からないので、それで、5月から令和4年2月までというようなことで何か説明を受けたかと思うんですが、これをちょっと説明してください。

それとその歳出のほうについても、今までが何か忙しかったような感じがするんですけども、今、新たに1名に業務を委託することについての必要性、これは何なのか説明してください。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

直江国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） それでは、井原議員の質疑にお答えいたします。

まず、歳入の無料だとする接種料の雑入についてなんですけれども、これは新型コロナワクチン接種料でございますが、これは新型コロナワクチン接種による接種実施医療機関への委託費用による歳入となります。1件当たり2,070円でございますが、国で示されている内訳といたしましては、予診費用で1,540円、事務費で180円、接種費用が350円となります。

次に、受付業務1名増やすことについてですが、新型コロナワクチン接種によるワクチン接種人数は、当初、5月では1人当たり5人の接種で、週当たり20人の計画であれば日常の診察に支障を来さないと見込んでおりましたが、5月31日からは1日41人の接種、週当たりで192人、9月からは週当たり216人と接種人数を増やしたことにより、問診表の確認や接種者の予約時間の来院されていない方への連絡、また、キャンセルによる対応など業務が増えたことによる窓口業務1名の増員となるものです。

説明は以上です。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 雑入のほうは分かりました。

委託料の事務費、1名委託するんだというようなことですが、これずっとこのまま最後まで続けると任用職員みたいな形になると思うんですけども、その辺また継続していくんでしょうか、それとも、3月までなんですか、12月までなんですか、期限がちょっと、日にちが分からないんですけども、ちょっと期間だけお聞きします。

○議長（新井邦弘君） 直江国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） 井原議員の質疑にお答えいたします。

まず、4人体制なんですけれども、これは、窓口は委託業務事業者との契約になります。当初は3人体制、午前は2名で午後は1名ということでやっていたんですけども、先ほど説明のとおり、コロナワクチン接種に伴う事務の量が増えたことによって、これからは4人体制で考えております。

また、今後は11月からインフルエンザ予防接種のお問合せなど、ワクチン接種に伴って、また違うインフルエンザの業務も増えてきますので、それで窓口4人体制となります。

それで、今後の件なんですけれども、今だとワクチン接種は2月までということになるんですけども、国のほうでまだワクチン接種がどうなるかちょっと不明なので、今のところ4人体制で窓口業務を委託するような形で考えております。

説明は以上です。

○議長（新井邦弘君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第39号 令和3年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の専決処分についてを採決します。

原案を承認することについて、お手元のボタンにより投票してください。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第39号は承認とされました。

○議長（新井邦弘君） 日程第3，議案第40号 利根町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

質疑通告議員は2名です。

通告順に質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは、議案第40号について質疑をいたします。

今回、利根町過疎地域持続的発展計画の策定についてということで、利根町が新たにどういいますか、引き続き、令和13年までですか。令和13年まで10年間引き続いて過疎地域になる。その前段としての令和8年3月31日までの5か年間について今回計画書が作られたというようなことでしょうか。

それで特に、12ページあたりからの産業の振興について、地場産業、あるいは企業誘致、いろいろ載っています。利根町でこれを進める上で一番大事なのは、ここにもありますように、新たな土地の確保、これが一番、法律、利根町規制されていますから難しいと思うんですけども、今回の計画、要するに産業振興促進区域として利根町全地域というふうになっていますね。業種はそれぞれ産業や製造業、農林水産、販売、あるいは旅館、情報サービス等となっていますけれども、これまでもいろいろな企業誘致等を応募してもできない利根町、しかも市街化調整区域しかない中で、これらの産業を起こすのに利根町全域とした理由、見通しが立つのか立たないのか、私非常に懸念しているんです。

そういうことで、茨城県など、あるいは国等のいろいろな意見を調整しながら進めていくと思うんですけども、改めて、この5年間で、その可能性、ありやなしや、その辺ちょっとお伺いしたい。

もう一つは、緊急車両、これは町長の公約の中にも入っております、緊急車両の整備。要するに、災害発生時に救急車両等が通行できない道があってはならないということで、それを整備するという事なんですが、22ページに路線名がいろいろ載っていますけれども、この中で幅員が一番小さいのは2メートル、あるいは3メートル、幾つか4路線ぐらいあるんですけども、これが全ての緊急を要する道、道路だというふうで、そのほかにはないんですか。その辺も含めてお尋ねしたい。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

川上政策企画課長。

○政策企画課長（川上叔春君） それではお答えを申し上げます。

産業振興促進区域を利根町全域とした理由でございますが、先般の議案の補足説明でも申し上げましたように、新たな過疎法で位置づけられました産業振興促進事項に明記した業種で一定の要件を満たす事業者に対しましては、町で条例を制定することで固定資産税を免除することができまして、免除した場合は、その額の75%が地方普通交付税で減収補填されるという制度がございます。

固定資産税が免除される特別償却資産でございますが、資本金の額によって一定の金額以上の、1区画の場合に限られますが、例えば建物などを増築、改築、修繕または模様替えのための工事の取得や建設なども固定資産税の免除の対象となります。ただし、資本金の額が5,000万円を超える事業者の場合には、新設、増設のみとなります。

議員御指摘のとおり、本町は市街化調整区域がほとんどを占めておりまして、都市計画法の厳しい立地規制がかけられております。このように、新規事業者だけではなく、今回は町内に既にある既存の事業者、産業振興促進事項に明記した業種の場合であっても、事業の継続あるいは事業の拡大等で増改築、修繕等を行った場合でも、免除の対象となります。また、現在、大平、横須賀、早尾台の一部を対象としました地区計画の設定も進められております。これにより、立地規制がある市街化調整区域の中でも土地の高度利用ができ、工業等の立地が可能となると考えております。

以上のことから、町内にある既存事業者への事業拡大、それから事業継続の支援、また今後、地区計画の設定区域内での立地等も考えられますことから、産業振興促進区域を一定の地区に限定せずに利根町全域としたものでございます。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

まず、緊急車両拡幅整備についての御質問ですけれども、緊急車両とは稲敷広域消防本部利根消防署に配属されている車両と定義しております。

その中で、特に救急車、消防車の通行ができない道路というのは、平成29年度に利根消防署の調べによりますと30か所ございます。この30か所を緊急車両が通行できるようにすることが早急になすべき課題だと考えておりますが、机上の計算で行きますと、計測であります。道路延長として約6キロほどございます。

そのような中で、利根町過疎地域持続的発展計画の中では、利根町の立木寺内地区で現在事業を実施しております路線を掲載してございます。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） この達成のための土地利用等の規制云々については、ちょっと質疑の中ではあれなので、今度また新たに一般質問でやらせていただきます。

それにしても、都市プランやら総合計画やら、いろいろな計画がごちゃごちゃになって、ごちゃごちゃというか、どれ見ても皆同じ内容なんです。特に過疎のこの計画については、有利な財源、要するに起債等の借入れがあることから、この事業を優先的にというか、ほかの計画と並行してといいますか、それに優先させるような形で、確実にこれを進めなければならないと思うんですよ。これは国とのお約束なんですよね。要するに、過疎脱出とは言いながら、私は将来とも過疎脱出はできないというふうに思っております。

しかしながら、国が要するに、そういう福祉の面で格差があってはならないというようなことでの財政援助がされていると思いますので、あるときに、その利根町、この計画に沿って必ず行っていただきたい。私ども、これはチェックしてまいりますので、なぜできないのか、なぜそれだけできたのか、町民と共にチェックしてまいりますので、担当者がこれを実施するんじゃないんだな、事業課が実施するんだね、そのほかの課長さん方もぜひとも実施に向けて努力していただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（新井邦弘君） 次に、3番片山 啓議員。

○3番（片山 啓君） 同じく議案第40号、利根町過疎地域持続的発展計画について質問いたします。

通告してあるとおり、この案は5年間です。5年間にやるには非常に広範囲な事業が盛り込まれております。事業を達成するためには、必ず予算の裏づけというものが必要になってくる。

現在、この5年間の計画で予算総額どのぐらいを見積もっておるか、また、そのうち過疎対策債は幾らぐらい予定しておるのか、また、昨年度まで行われてきた過疎対策には実績どのぐらいのお金がかかっておるのか、そのうち過疎対策債はどのぐらい使っておるか、お尋ねいたします。

○議長（新井邦弘君） 片山 啓議員の質疑に対する答弁を求めます。

川上政策企画課長。

○政策企画課長（川上叔春君） それではお答えをいたします。

計画期間、今後5年間での事業費総額についてということでございますが、本計画に掲げました事業の各年度の事業費調査を各課で行いまして、取りまとめております。

概算ではございますが、5年間の総事業費はおよそ59億4,648万4,000円となります。なお、令和4年度以降の事業につきましては、現段階での概算事業費となっております。

次に、計画期間5年間の総事業費のうち過疎対策債の金額についてということでございますが、令和3年度の過疎対策債につきましては、総額で5億1,310万7,000円を予定しております。

なお、過疎対策債は、今回提案しました利根町過疎地域持続的発展計画に基づいて行う事業の財源として、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づいて特別に発行が認められた事業債でございます。この事業債の額は、国の予算の関係で毎年度異なりますので、令和4年度以降の金額は現段階では申し上げられませんが、元利償還金の7割が普通交付税の基準財政需要額に算入される有利な地方債でありますので、積極的に活用してまいりたいと考えております。

次に、昨年度まで実施しておりました利根町過疎地域自立促進計画における実績の総額ということでございますが、前計画につきましては4年間、平成29年から令和2年度までとなりますが、計画でございますが、総事業費は34億329万3,000円となっております。このうち過疎対策債で財源を充当した総額は11億5,280万円となっております。内訳としまして、農地の基盤整備事業や町道整備事業などハードの事業で9億8,820万円、小学校通学のバス業務委託、また母子保健事業などのソフト事業で1億6,460万円となっております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 今後5年間で約60億円、59億円ちょっとということで、大変当町にとっては大きな事業ですね。先ほども井原議員から御指摘がありましたけれども、こういう計画を確実に実施するためには、非常に緻密な計画が必要だと思います、今後出てくるんじゃないかなと思っておりますが、期待しているところもあります。

ぜひ5年間でこの計画が成就するようによろしくお祈りしますが、その辺の達成の可能性についてはどのようにお考えですか。

○議長（新井邦弘君） 川上政策企画課長。

○政策企画課長（川上叔春君） 達する可能性ということでございますけれども、先ほど申し上げました、過疎地域に特別に発行が認められております過疎対策事業債、これは元利償還金の7割が地方交付税として算入されますので、特に有利な過疎債ですので、そういった過疎債を活用しながら、各年度に掲げた事業については実施をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） この計画書にも、土地利用については市街化調整区域が9割と、非常にこれをやるために難しいというふうな文面もあります。ですから、もし仮にそういうことでこの計画が実行できないというような状態も生まれてくるんじゃないかと思えます、この事業の中で。そういう場合は、なるべく早く計画変更、見直し、こういうものを進めて行っていただきたいと思えます。よろしくお祈りします。

○議長（新井邦弘君） 答弁はいいですか。

川上政策企画課長。

○政策企画課長（川上叔春君） この計画につきましては、計画書の中にもございましたとおり、毎年度事業評価をしまして計画の達成状況を検証してまいります。その中で、議員の皆さん方にも達成状況については公表していきたいと思っておりますので、その中で事業の見直しについては、達成状況を見ながら、見直しも含めて考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第40号 利根町過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第4，議案第41号 利根町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を議題とします。

質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは、議案第41号 利根町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例について質疑をいたします。

この議案第41号は、先ほど可決されました議案第40号と深い関連があるものなのですが、その中で、この第3条、条例の中の第3条で、課税免除の期間です。課税免除とは何だということになりますと、それは利根町において製造業とか情報サービス業とか、あるいは農林水産物販売業、これらの設備に要する土地等の取得をしたときには、新たに固定資産税が課税されることになった年から3か年度、要するに免除するよというような規定がここに設けられております。

そこで、この3か年度というその年度、前の過疎地域持続的発展計画の策定の中では、計画は5年間としてあったんですね。この税について、なぜ3か年とするのか。これは、前の条例とも関係するんだけど、果たして3年度で、先ほど申し上げましたそういう

製造業等の設置が可能なのかどうか、やはり私は議案第40号と同じく延ばしたほうが
いいような感じもするんですが、この辺の3年間としたその理由についてお尋ねしたい。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

大越税務課長。

○税務課長（大越達也君） それでは井原議員の御質疑にお答えをいたします。

課税免除の期間を3年間と定めたことについてですが、これは過疎地域の持続的発展の
支援に関する特別措置法の規定による減収補填措置の適用を受けられる期間が3年間とさ
れていますので、それと同様の期間を課税免除の期間として定めたものでございます。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第41号 利根町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第5、議案第42号 利根町手数料徴収条例の一部を改正する
条例を議題とします。

質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは、議案第42号について質疑をいたします。

今回、法律の改正によって、手数料の徴収が地方公共団体情報システム機構に移ったか
ら、条例から削除するものだというふうな説明だったかと思えます。

個人番号カードの紛失というのはいつでも起きるものというふうに私は理解しています
ので、今後その取得については、再交付については無料になるのか、あるいは、今度移っ
た地方公共団体情報システム機構が新たに料金を取るようになるのか。取ることになっ
ても、これは、この機構だけでは取れないので、結局は町に、地方公共団体に委託するとい
うことになるかと思うので、その場合、また同じ金額になるのかな、そういう懸念もある

んです。その一連の関係について説明してください。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

久保田住民課長。

○住民課長（久保田政美君） それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

個人番号カード、こちらのほうの再交付手数料につきましては、これまでどおり800円を徴収いたします。それで、先ほどの内容なんでございますが、一応紛失等ということでございます。例えば個人の責任において保管をするわけなんですけれども、例えば本人が紛失したとか、あとは毀損したとかという形のものについては、再交付手数料がかかるような状況でございます。

今回の条例の一部改正につきましては、先ほどもお話があったとおり、法令の改正により、手数料を徴収する主体が、地方公共団体情報システム機構に変更となりました。その中で、再交付手数料を定めたことによりまして、町の手数料条例、こちらのほうを一部改正する必要が生じたものでございます。

また、今後につきましては、地方公共団体情報システム機構と町が委託契約によりまして、町が代行しまして、申請者から、先ほどお話ししました交付手数料、こちらのほうを徴収いたすような形となります。

説明につきましては以上です。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 結局はお金が取られるということなんですよね。ただ、条例からその文言が削除されたということで、新たに紛失した方は、再交付をしようと思ったときに800円という数字が、今度、手数料取られるか取られないか分からないね、はっきり言って、どこにも載っていないんだから。町の条例が800円という数字が消えると、再交付をしようとした者は、無料なのかなと思ったら、800円取られるよということになるかと思うんですけれども。

ところで、細かい話をしますけれども、細かい話というか、町でその委託を受けて800円、幾らになるか分かりませんが徴収するんですけども、この町に対する委託料というのは入ってくるんですか、この機構から。

それともう一つは、どうも腑に落ちないのは、前から私この手数料条例については一般質問などもやっているんですけども、この個人番号カードの交付というのは、これは国の本来の事務のように感じてならないんですよ、法律が国ですから。それを町がなぜ自治事務としてやっていたのかなと、その辺の疑問があるんですけども、その辺も分かればひとつ教えてください。

○議長（新井邦弘君） 久保田住民課長。

○住民課長（久保田政美君） それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

まず、最初の事務手数料の件につきましてでございます。こちらのほうの手数料につき

ましては、国からの話によりますと、市町村の今回一連の作業の事務経費につきましては、マイナンバーの交付事務費補助金及び地方交付税により措置されているため、委託料につきましては無償とするという通知が来ておるような状況でございます。

それで先ほどもちょっと、先ほどといたしますか、市町村でなぜ個人番号カードを発行するのかという話でございますけれども、一応こちら、国のほうの指針によりまして発行するという形になっておりますので、町のほうが代行して発行しているような状況となります。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第42号 利根町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

再開を11時5分とします。

午前10時48分休憩

午前11時05分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

採決システムの件で皆様にお問い合わせ申し上げます。

十分注意して、ボタンは一度だけでよろしいので、二度押すと先ほどみたいにすぐに消えてしまいますので、それを皆さん十分注意してください。よろしく申し上げます。

○議長（新井邦弘君） 日程第6、議案第43号 利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告議員は2名です。

通告順に質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは、議案第43号について質疑をいたします。

提案理由にもありますように、上位法の改正によって特定地域型保育事業に係る連携施設の確保義務が緩和されたということです。緩和されたことによって、この特定地域に預ける3歳以上の方たちがどういう利点と申しますか、ことになったのかなというふうに考えますと、条例の改正、ここに追加されました。追加されたのを読んだだけでは、何か全然緩和されたのかされないのか全然分からないので、どういうことが緩和されたか、もう少し砕いてお話していただきたいと思うんですよ。

要するに、特定地域型保育事業所が小規模家庭、あるいは、いろいろあるんですけども、この必要な教育、保育が継続的に提供されるように、終わった時点で、提供されるように、その終了時における受入れについて緩和されたということなんですね、要は。でも、この条文を見ると、第4号のほうの（1）（2）を見ると、（2）が追加されたことによって、何か全然同じじゃないのかなというふうに思うので、改めてこの連携施設の確保が著しく困難であると認めるときというのは、どういうふうな状態のときを言うのか、お聞きしたいです。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

連携施設の確保が著しく困難であると認めるときとは、離島や僻地等で、ほかに教育・保育施設が存在しない場合などや、様々な理由によりまして連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものを指しているものでございます。

当町では、特定地域型保育事業として事業所内保育事業を実施しているもえぎ野わかば保育園がございしますが、認定こども園や保育園数園と連携に関する協定書を締結し、卒園後の受入れのほかに、保育内容の支援や代替保育の提供についての連携施設を確保しております。

しかしながら、特定地域型保育の提供を受けていたお子さんが卒園し、3歳以降に利用する保育所等へ入所する際には、保護者が希望する保育所等を自由を選んで入所申込みをすることが可能であるため、連携施設ではない保育所等へ入所申込みをする可能性が生じてまいります。

このようなことから、町では、保育所等利用調整会議におきまして、保護者がどの保育所等を希望したとしても、利用調整基準の点数を加点して優先的に入所できるような措置を講じており、保護者と保育所等の両者にとって実情に合った入所手続ができるため、連携施設の確保を不要とする改正をするものでございます。

説明は以上です。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） なかなか理解し難いんですけども、とにかく3歳以降はスムー

ズに入所できるように、それを連絡会議等でもって町が調整していくんだよということで、そういう理解でよろしいですか。

それともう一つ、保育所関係について、要するに家庭で保護者がいる場合の入所なんかは難しいんですけれども、その辺の緩和というか、そういうのはないんでしょうか。依然として、きつい状況に置かれるわけなんでしょうか。

今、幼児教育というのが大分話に出ていますので、うちで教育するのも確かにいいんでしょうけれども、どうせでしたら、やはり公の施設に希望する方は入れてあげたいというふうに私は思っているんですけれども、その辺の町の考え方はどうなんでしょう。

○議長（新井邦弘君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 保育につきましては、保護者がお仕事をしているなどの要件がございますが、教育に関しましては、3歳から幼稚園または幼稚園型認定こども保育園等、あと認定こども園で教育を行っている園には、入所することは、仕事をしていなくてもできます。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、3番片山 啓議員。

○3番（片山 啓君） 片山です。

それでは、議案第43号についてお尋ねいたします。

私の勉強不足で理解がなかなかできないんですけれども、具体的に、この条例が改正されることによって、保護者、利用者にとってのメリット、デメリット。それと連携施設とかと書いてありますが、その施設設置者にとってのメリット、デメリットは、具体的にどういうことか教えてください。

○議長（新井邦弘君） 片山 啓議員の質疑に対する答弁を求めます。

花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは片山議員の御質疑にお答えいたします。

この条例を改正することによって、保護者、利用者にとってのメリット、デメリット、また、施設設置者にとってのメリット、デメリットについてですが、まず保護者のメリットですが、入所申込みの際に入所の基準となる基本指数のほかに調整指数というものがありまして、その調整点数を加点しております。町の保育所等利用調整会議におきまして点数の高い順に入所を決定するため、どの保育所等に入所を申し込んだとしても、ほかの入所申込者よりも希望の保育所等に入所しやすいというメリットがございます。

デメリットですが、特にございません。

施設設置者のメリットですが、現在は連携施設を確保できておりますが、今回の改正により、今後は満3歳以降の受皿となる連携施設を確保しなくてもよくなります。3歳から児童を預かる連携施設にとっても、必ず入所してくれるか分からない枠をあらかじめ確保しておく必要がなくなるため、こちらもデメリットは特にございません。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 今の説明ですと、デメリットはないと、いいことばかりだということで、手続的にも特に問題ないんですね、利用者にとっては。分かりました。ありがとうございました。

○議長（新井邦弘君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第43号 利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第7，議案第44号 利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告ありませんので、討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第44号 利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第8，議案第45号 利根町都市公園の設置及び管理に関する

条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告議員は2名です。

通告順に質疑を行います。

11番船川京子議員。

○11番（船川京子君） それでは、質疑をさせていただきます。

利根町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、この条例は長年にわたり施行されてきた条例を今改正するのは、何か改正したほうが望ましい理由、もしくは改正すべき事象があったのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 船川京子議員の質疑に対する答弁を求めます。

青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） それでは、船川議員の御質疑にお答えいたします。

今年5月に農業公園であります利根親水公園と、7月には運動公園であります上曽根運動公園の来場者の利便性、また熱中症予防対策などとしまして、飲料水の自動販売機を設置したところでございます。

また例年、とねっ子公園など各自治会で開催されます夏祭りなどでは、自治会による物品の販売や、今年開催いたしました利根親水公園での蓮祭では、キッチンカーによる飲食の販売、利根町観光協会によるとねりんグッズの販売が行われました。

今後は、利根マルシェやフリーマーケットなど様々なイベントを開催し、町民が容易に利用できる憩いの場として都市公園の利便性向上を図りたいので、条例を一部改正するものであります。

また、条例の解釈の部分で、第4条の行為の禁止及び制限の第7号、物品を販売することと記載がございますが、こちらにつきましては、非公認の民間の方が勝手に許可なく公園内で物を販売すると解します。このことは公園の安全面、トラブルを避けるための禁止及び制限事項となっております。

今回の改正により、条例が分かりやすくなるよう改正するものでございます。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 条例の解釈の部分で、物品を販売するということなんですけれども、今、担当課長のほうから、勝手に販売をすると、安全性というお話があったんですが、先ほどのお答えの中に、7月に上曽根運動公園に自動販売機を設置したという発言がありました。自動販売機は決して危険なものではないと理解をしております。この条例の第10条に、別表に占用料の、また使用料と記載をされており、それに該当する公園が上曽根運動公園と記載されております。

7月に自動販売機を設置するのであれば、本来はその前に条例を改正し、議決を求めた上で設置するのが順序ではないかと感じておりますが、その点についてお答えいただきました

いと思います。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） それでは、船川議員の御質疑にお答えいたします。

今回の飲料水の自動販売機を設置しました上曾根運動公園は、議員おっしゃるように、都市公園法に基づき、町で公告し、町の都市公園に位置づけられております。

条例の一部改正を待たずに自動販売機を設置しました理由でございますが、先ほど申し上げました、条例第4条第7号の物品を販売することの解釈の仕方によっては、町、国が認めればよいのではと解釈したもので、テニスや少年野球などで訪れる公園利用者や野鳥観察などで駐車場を利用される方々の利便性の向上につながるものと考えたからでございます。

上曾根運動公園は、町の都市公園ではございますが、公園の土地所有者は国、町、また個人の名義の土地があり、国土交通省の位置づけといたしましては、上曾根運動公園そのものが河川区域内となっております。そのため、自動販売機の設置許可申請を提出し、河川法に基づき許可をいただき、自動販売機の設置をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 私がお尋ねしているのは、なぜ、この条例を改正するのは、議決されて条例が改正され、制定され、現場に反映されると理解をしております。それがなぜ、現場が先に動き、後から条例の改正、この順序が逆なのではないですかとお尋ねしております。

この改正に関しては、支持をしております。夏祭りにしろ、自動販売機の設置にしろ、この提案理由にありますように、都市公園の利便性の向上、また禁止している物品の販売をそのために許可制にするということは分かりやすいし、町民の皆様に対してもプラスになる望ましい対応だと理解をしております。であるならば、なぜ順序が逆になったのか。自動販売機という、そういった形の条例改正かもしれませんが、これは一事が万事に通じるような印象も持っております。ぜひとも、議決が先で現場に反映、この順序に対するお考えを、もう3回しか質疑できませんので、もう1回お尋ねして終わらせていただきます。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） それでは、船川議員の御質疑にお答えいたします。

なぜ、議決前に設置をしたのかということだと思います。議決をもらった後に設置をしてもよかったのではないかとということなのかなと思いますが、物品を販売すること、今までの条例の解釈といたしましては、自治会等で行われる夏祭り等での販売等を規制するものではなく、民間の方が許可なく、先ほども申し上げましたが、公園内を使って販売をしたりとか、そういうことを規制する条例だと解釈をしております。

本来であれば、この条例改正後に自動販売機の設置等も行えばよかったのかもしれないませ

んが、あそこの上曽根運動公園の場合は、特に運動される方が多いので、熱中症等の対策としても早く設置をしたいということからつけたという経緯でございます。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 次に、8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは、議案第45号について質疑をいたします。

まず、提案理由にもございます都市公園内における物品の販売を許可制にしたいというふうなことで、改正案については（7）を加える、物品を販売することと条項を入れるというような改正かと思えます。

それで、私もいろいろ考えてみたんですが、都市公園、利根町にはいろいろ公園ありますけれども、町が造った公園、県が造った公園があれば、開発業者が造った公園。県が造った公園、その中には都市公園じゃない公園も入っているんですね。今、話出ております親水公園は、これは都市公園ではありません、はっきり言って。都市公園法の法律は、これ該当しないわけでありまして、その話も今出ていたようなんですけれども、そういうことで私は、今回、都市公園というのは何か所あるのかな、そのほかの公園は幾つあるのかなということから考えて、あるいはまたその公園の規模あるいは形態、面積、利用の面積も含めて、都市公園全てが物品販売を可能とすることとするようにするのか、ちょっと問題があるなというふうに私は考えております。

今も質疑も出ておりますように、そうすると、物品販売云々ということになると、これももう少し細則が必要なんですよね。ただ物品を販売するだけでは、いろいろな規制を設けなきゃならないので、それからその物品の販売元についても、今民間という話も出ていたようなんですが、都市公園での民間というのは、なかなか本来は難しいので、やはりきちんとした公的な団体等というふうな言葉が使われているかと思えます。

そういうことで、改めて、その法の整備を含めた、今、話出ておりますように、その親水公園がその主たる目的で何か今回改正するようなんだけれども、親水公園はこの条例から外れますので、もしあそこでイベント等をして、あそこの場内で物品販売となると、また別の条例等を設けないとできないと思うんです。その辺をひっくるめて、全体的にひっくるめてお話してください。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

まず、町の都市公園の数でございますが、存在する公園が31、町としては都市公園として位置づけております。種別でございますが、近隣公園が1か所、地区公園が1か所、街区公園が26か所、都市公園が2か所、運動公園が1か所の31か所が町の現在、都市公園として存在しております。また、議員おっしゃるように、都市公園以外、利根親水公園など農業環境の整備事業で行われました農業公園等8か所ございます。早尾台貝塚公園、早尾

台第3公園，羽根野台第3公園，早尾台緑地，早尾台緑地広場，羽根野台緑地，羽根野台緑地2ということで，全部で8か所ございます。合計39か所ということでございますが，現在管理のほうは，全て町でやっているという状況でございます。こちらに関しましては，業者に頼む場合とまち未来創造課の職員が除草作業をするところ，また地区の方たち，ボランティアで草刈りをやっていたりしているところと，様々分かれているところでございます。

この公園の中で，31の都市公園全てに，この条例改正して物品の販売を可能にするのかというところでございますが，現在，議案として出させていただいているのは，条例の一部改正でございます。今回の条例の一部改正の議決を受けた後に，条例の施行規則，こちらの改正も併せて行いまして，物品販売の許可申請，また許可証というようなものも併せて書類のほうは作成している状況でございます。

あと，民間がなかなか入らないのではないかとということですが，私たちが考えます民間の販売というのは，キッチンカーですとか町内の飲食店さんなどが公園等に出品する，自治会等のほうで要請があれば，キッチンカーや町内の飲食店の方々も一緒になって公園内を利用できるというような形で考えております。

全ての公園に利根町都市公園の設置及び管理に関します条例が適用されますので，現在の条例では31の都市公園が対象となっておりますが，ほかの8か所におきましても，都市公園に準ずるよう内規を定めまして，全ての公園が条例を適用できるよう対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 大体の概要は分かったんですが，やはりある程度，公園の設置というのは設置目的がありますので，それに沿った中で，この条例を制定しないと，物品販売を許可制にしても，ちょっと無理だなというような，児童公園等については，これは無理なんですね。ですから，その公園によって全部その形態が違うし，設置目的も違うわけですから，設置した目的も違うわけですから，それを細かく分ける必要があるんですね。

今，話聞いていてちょっと分からなかったのは，その物品販売等，今，いろいろなものが，飲み物等の自動販売等を固定的に設置するのか，あるいはイベントのときだけ露店みたいなものをするのか，そして，公園内での販売とするのか。私がさっき民間云々の公的機関という話もしたんですけれども，公的機関の場合は，私は園内でも露店的なものをやってもいいというふうに考えているんです。しかし，民間的なものについては，公園内じゃなくて，やっぱり道路等の露店にすべきなんだろう，これはまた許可が別なものになりますけれども，そういうふうに分けたほうがいいんじゃないかと。条例ですよ，今後決めるときも。

そうすると，公園内での飲食，これがイベントだけになるのか，常時やるのか分かりま

せんけれども、やはり料金という問題が絡んでくると思うんですね、使用料。この辺も、条例というか規則というか、事細かく整備していただきたいというふうに私は思っております。

公園というのは、こんなといいますか、利根町小さい町なんですけれども、非常に社会変化に応じて、やはり緑というのと、オープンスペースというのは、大変必要になってきますよね。皆さん喜んでいきます。ですから、これは必ず必要なんだけれども、それを管理する町というのは、そこで事故を起こさないように、あるいはまた不公平感が生じないようにしっかりと法整備をしていくということが、そして貸出しするということが大切だと思うんです。その辺のことについて、もう一度答弁ください。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

議員おっしゃるように、公園内、公園外、いろいろ想定されると思います。

まず、町としてこの物品を販売することということを許可制にするという考えに至った理由は、公園内を考えております。また、民間の方が、例えばとねっ子公園をその中で販売する、個人的な販売をすとか、そういうことに関しましては、またこれから細則等はいろいろ考えていくしかないと思うんですが、今現在考えているのは、自治会等で行うイベントということで考えておりますので、1年中その公園内を占有して物を売るとか、そういうようなことに関しての許可を出すというような考えは今のところございません。

ただし、議員おっしゃるように、条例、また規則等の詳細な整備が必要になっていくと思いますので、その辺につきましては進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） もう一度元に戻りまして、都市公園というその名称の意義なんです、これとその農村公園を一緒にするという、これは可能なんですか。町が一体的に管理しているから管理上は可能なんだろうけれども、この条例からすると、どうも、それは分けなければならないような感じがするんですけれども、最後にその辺、その点を聞いて終わりにします。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） それでは御質疑にお答えいたします。

運動公園の位置づけになっております上曾根運動公園でございますが、こちらに関しましては、議員おっしゃるように、都市公園の設置及び管理、都市公園法の中で、管理をするものが当該都市公園の供用を開始するに当たり、政令で定める事項を公告することにより、設置されるものとされております。

こちらの上曾根運動公園につきましては、平成7年4月に都市公園にするということで、町のほうで公告をしております。都市公園に規定するというので公告をし、運動公園で

はありますが、都市公園という位置づけにしているということでございます。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第45号 利根町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第9、議案第46号 利根町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

5番石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） 議案第46号 利根町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について質疑いたします。

現行では、今の団員の定数は230名、これを190名に改正するというようなことです。

それで、改正が190名が適正な数だという根拠、それと、現在、地球温暖化等で予想もつかないような災害が起きているというようなことで、町も利根川、小貝川があります。消防団も水防にも関わっており、減少しても心配がないということで、そういうことで改正をしているのか、その辺お伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 石井公一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯塚防災危機管理課長。

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） それではお答えいたします。

適正数の根拠ということでございますが、総務省消防庁発出の消防力の整備指針、これでは、総数は地域の実情に応じて必要な数とするとしておりますので、明確な計算式があるわけではございません。

そこで、分団数や団員数の推移から見ますと、現在の定員数230名に改正した平成24年

度から平成29年度までは、総数は200名前後で推移しておりました。以後、平成30年度からは190名を切り、令和2年度では、第11分団の休団もあり176名、令和3年度は171名といった状況でございます。

これらの状況を踏まえ、今後も190名以下での推移が予想されますので、現時点では190名が適正数であると判断したものでございます。

それと、災害における水防、この人数で大丈夫なのかということでございますが、水防につきましては、令和元年10月の台風19号で水防を行っております。このときは利根川の増水によりまして、水防団本部と利根消防署の指揮の下、各分団を堤防上に配置し、警戒に当たりました。出動人員は97名で、人員不足による支障はございませんでした。

水害が発生した場合でございますが、水防団は堤防で監視を行うわけですが、堤防から撤収している状況でなくてはなりません。撤収後は、役場敷地内に設置している水防団本部を拠点としまして、消防署との協力により、逃げ遅れ者等の情報収集、救助活動を行うこととなりますが、さらに、利根川の氾濫の場合、かなり大規模な水害となりますので、この場合、自衛隊に対する災害派遣要請も考えられます。この場合、水防団のできることは相当限られるということになってまいりますので、いずれにしても、参集した水防団員の数でできることを行っていくしかないというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今、説明があった、実情に応じて決定するんだと。これは、心配しているのは、消防団に入る若い人がどんどん減ってきていると思うんですよ。それで、第何分団がもうなくなりましたとか、そのようなことがあるので、昭和56年に小貝川の決壊というようなときには、相当の人数がいないと、とても実際に起きたときの対応というのは、消防団員の力というのは、相当結構大きいと思うんですよ。

人員がいなくてどうにもならないようなことに、実際体験しているからですけども、そのようなことがあったんで、190名、実情は171名ですか、これが減ってくると、消防団員の確保というようなこともあると思うので、心配して、これで大丈夫なのかなという思いで質疑しているわけですけども、その辺いかがですか。

○議長（新井邦弘君） 飯塚防災危機管理課長。

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） 石井議員おっしゃるとおり、全国的に見ても消防団員の数は減ってきております。これは人口減少に伴うものということかなというふうには考えております。

ただ、消防団の確保については、町のほうとしても広報紙等で募集をかけたか、また各分団が適齢期の方々に声かけしたりと、消防団員の人員集めに御協力いただいているところでございます。

その結果として、減りもこのぐらいで済んでいるというのも一つあるのかなと思います

ので、今後もそれらを継続してまいりまして、各消防団にも人員集めの御協力をお願いしたいというふうに考えております。

○議長（新井邦弘君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第46号 利根町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。再開を13時30分とします。

午前 11時47分休憩

午後 1時30分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（新井邦弘君） 日程第10、議案第47号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

質疑通告議員は7名です。

通告順に質疑を行います。

11番船川京子議員。

○11番（船川京子君） それでは、議案第47号 利根町一般会計補正予算（第4号）の質疑をさせていただきます。

項1款4利根町営ドッグラン建設事業990万円についてお尋ねいたします。

まず初めに、当初の説明で、コロナ禍収束後に利用するために建設との説明がありました。コロナ交付金を収束後の事業に活用することが可能であると理解をいたしましたが、990万円というまとまった財源を使いながら、なぜドッグランをセレクトしたのかお尋ねいたします。

二つ目といたしまして、このドッグランを維持管理していくのは町になるのではないかと考えますが、ここにかかるランニングコストの積算をお尋ねしたいと思います。どのぐ

らの人の収束やトイレの問題、また犬も大きさそれぞれ種類もたくさんあると思います。また、雨も降るでしょうし、様々な対応をしていかなければならない課題は始めてから見えてくるものもあると思います。全体的に含めてのどのくらいの積算をお考えになっているのか、お伺いしたいと思います。

三つ目として、このコロナ交付金の使途範囲の説明を伺いたいと思います。

次に、款6項1インキュベーション施設改修工事987万2,000円。

まず初めに、具体的な事業内容を少し詳しくお伺いしたいと思います。

二つ目、議案説明の際に、担当課長のほうから借り上げるという発言があったかと記憶をしておりますが、個人所有の財産の資産価値を向上させるような町の対応には少し疑問を感じています。町所有施設と将来的になる方向で話を進めているのか、きちんとした所有者との取り交わしや書面での覚書と対応されているのか、その辺もお伺いします。

三つ目として、コロナ交付金や過疎対策債等を活用して事業を行うことはできなかったのでしょうか。このコロナ交付金については、既にこの事業に対し200万円ぐらいだったと思うんですが、一度コロナ交付金を投入しているので、同じ事業に対し追い交付はできないという説明を既に伺っていますので、こちらは結構です。ただ、後半の過疎対策債、もしくは全国を見渡すと、こういった形の事業に対し、補助金等を活用して行っているところもあるかと思えます。町として、こういった形で町の財源を活用するのではなく、補助金等の活用を探られていたのかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 船川京子議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） それでは、船川議員の質疑にお答えいたします。

なぜドッグランをセレクトしたのかについてですが、令和元年度に利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で新規事業として提案され、その後、設置場所の検討を行いました。よい場所が見つからず保留になっておりました。7月に上曾根運動公園内のグラウンドゴルフ場が町に返還されたことを知り、国交省にドッグランを設置することが可能か確認したところ、設置可能の回答を得ましたので、今回提案させていただきました。

次に、ランニングコストですが、上曾根運動公園は水道が通っていないため、井戸水を使用して対応しています。井戸水をくむために、電気が必要になります。現在、上曾根運動公園全体の電気代は月2,500円ぐらいです。また、ドッグランを設置した後、無人になりますので、人件費等はかかる予定はありません。また、維持管理に関しましても、職員で草刈り等の維持管理を行う予定ですので、その人件費等の費用もかかる予定はないと考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 川上政策企画課長。

○政策企画課長（川上叔春君） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の使

途範囲ということでございますが、まず、臨時交付金の交付対象事業の基本的な考え方としましては、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業に自由度が高く、活用することが可能となっております。

具体的には、感染拡大防止などの緊急時の対応段階から、雇用の維持、事業の継続、その後の感染の収束を見据えた事業まで、各ステージにおける幅広い視点での事業に活用することが認められておりますので、そのような使い道となっております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） それでは、議員の御質疑にお答えいたします。

インキュベーション施設改修工事の具体的な事業の内容についての御質疑でございますが、このインキュベーション施設整備は、現在、町が主要事業の一つとして進めているまちなか商店街活性化事業の核となる取組として行うもので、町内に増加している空き店舗の解消と衰退している商店街の再生、地域の活性化を目的として、本町で起業、創業を目指す若い起業家が出店しやすい環境を整備し、ハード、ソフト面から創業支援を行うための拠点づくりとして行うものでございます。

今回、町が整備いたしますインキュベーション施設には、主に三つの機能を持つ複合的な施設にしていきたいと思いますと考えております。

一つ目といたしまして、まず、チャレンジショップ、商売を始めたい人が経験がなく、最初から独立店舗で始めることが困難な方に対しまして、チャレンジショップの店舗スペースを一定期間、安価で貸し出し、試験的に出店していただくことで、開業に向けた経験と学びの場を提供いたします。

チャレンジショップの貸出し期間は半年から1年を想定しており、チャレンジショップを卒業した後は、町内にあるほかの空き店舗を活用するなどして、本町で独立開業できる仕組みを構築することで、地域に根づく起業家や店舗を増やし、空き店舗の解消と商店街の再生を図ってまいります。

二つ目に、インフォメーションセンターとしての活用です。

施設内にパンフレット、チラシ、掲示板などを設置するスペースを設け、行政情報だけではなく、観光情報、飲食店情報、市民活動の情報、各種募集案内など、利根町に関する様々な情報を集約し、町民の方はもちろんのこと、初めて利根町を訪れた方も、ここへ来れば利根町の様々な情報を手に入れることができるようなインフォメーションセンターとしての機能を充実させ、町の情報発信の拠点として活用してまいります。

三つ目は、コミュニティスペースを考えております。

誰でも気軽に利用できる共有スペースを設け、地域の方々の交流の場、憩いの場として、また、小人数でのワークショップや講座などを開催していくなど、施設に人の流れをつく

ることで商店街に地域コミュニティーの担い手としての役割を取り戻すとともに、チャレンジショップへの誘客にもつなげてまいります。

今回、町が整備するインキュベーション施設は、以上三つの機能を持った複合的な施設として整備を行ってまいりたいと考えております。

実際にインキュベーション施設として利用する空き店舗につきましては、令和3年6月の定例会で、若泉議員の一般質問でも町長が答弁しておりますが、利根ニュータウンの商店会の中にごございます旧シャロンの空き店舗を町が借り入れ、現在整備を進めているところでございます。

旧シャロンの空き店舗を活用することに決定した理由でございますが、まず、旧シャロンがある利根ニュータウン商店会は23店舗が集積し、会員で組織されている利根町で唯一の商店街で、全盛期は地元住民だけでなく、町内各地域から人々が集まる利根町を代表する商店街、また、地域コミュニティーの場となっていました。しかし、店主の高齢化、後継者不足等を理由に、20年ほど前から徐々に閉店する店が増え、現在では実際に接客を伴う実店舗として利用されているのは僅か5件だけとなっており、かつ、かつてのにぎわいは消え、今ではシャッター商店街となっています。

それでも、利根ニュータウン商店会では、会組織として毎年ハロウィンイベントを開催するなど、商店会活性化のために自主的な努力を続けており、町としても、この商店会の火を絶やさぬよう維持存続を図っていく必要があると考えています。

また、利根ニュータウン商店会には専用駐車場があるほか、中央広場や風の公園が隣接しており、イベントにも対応できるなど、近隣環境の面からも創業支援の拠点となるインキュベーション施設を整備する場所としては最適な場所と言えます。その中であって、旧シャロンは商店会の中心部に位置し、面積的にも一番大きな建物で、チャレンジショップ、インフォメーションセンター、コミュニティスペースといった複合的な機能を持つインキュベーション施設を整備するに当たり、十分な面積を有しており、所有者の方へも意向を伺ったところ、町が使ってくれるなら好きに使ってくださいとこの事業への御理解、御協力も得られていることから、今年3月24日に、町長はじめ商工会長、外部専門家の方々と協議を行った上で、総合的に判断し決定をさせていただきました。

事業につきましては、令和2年度当初予算では、空き店舗の利活用に関する予算は、商工会が実施する空き店舗調査費用のみを計上しており、本格的な事業開始は、令和3年度となる予定でございました。昨年、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金が国から交付されることとなったため、臨時交付金を活用し、前倒しで空き店舗を活用したインキュベーション施設整備を行うこととし、昨年9月の臨時議会で空き店舗の賃借料やインキュベーション施設改修工事費などの補正予算を計上し、採択をいただきました。

しかしながら、まだその時点では商工会の空き店舗調査も実施されておらず、町がインキュベーション施設として利用する空き店舗が決まっていない状況だったため、改修工事

費については、内装工事などの軽微な改修を想定し、概算で205万円を計上いたしておりました。その後、10月から12月にかけて、商工会の空き店舗調査が行われ、物件の選定は年度末になる予定だったため、9月に補正したインキュベーション施設整備に関する予算は令和3年度へ繰越しをいたしました。そして、3月24日に旧シャロンの空き店舗を活用することに決定し、所有者の方と協議を行い、令和3年5月1日から賃貸借契約を結んでおります。

改修工事につきましては、前年度から繰り越した予算内での実施を予定しておりましたが、業者の方に実際に旧シャロンの物件を見ていただいたところ、見た目以上に老朽化や損傷が激しく雨漏りなどもあることから、内装工事の前に、屋根や軒天の張り替えなど、まずは外装部分の工事が必要との回答をいただいたため、屋根、軒天、雨どい、サッシ、外壁の補修、塗装など外装工事を先行して改修工事を行わせていただきました。今回の補正予算で計上させていただきました、まちなか商店街活性化事業のインキュベーション施設整備に係る経費につきましては、まず、前年度から繰り越した改修工事費205万円で実施できなかった部分に係る工事請負費として848万3,000円のほか、施設内の厨房機器やテーブルセットなど備品購入費として116万9,000円を計上させていただいております。

そのほか、チャレンジショップでは、飲食店にも対応できるようにいたしますために、保健所へ出す食品営業許可の申請手数料として1万7,000円、また、このインキュベーション施設の内装の一部は、とねまち未来ラボの活動の一環で、しっくい壁塗り作業などDIYワークショップで行いたいと考えていることから、ワークショップで使用する塗料、木材等の原材料費として22万円を計上いたしております。

物件の老朽化もあり、大幅なイノベーションを行うことから工事費が高額となりますが、今回のインキュベーション施設の整備は、単に一つの空き店舗をきれいに改修することを目的としたものではなく、本町に新しい起業家を呼び込むための創業支援の拠点づくりでございます。そのため、町に残された唯一の商店街である利根ニュータウン商店街、そしてその中心に位置する旧シャロンの空き店舗が、拠点として最適で大きな可能性を秘めている場所であると考えております。この施設整備の出発点として、利根町が起業家にとって魅力あるまち、選ばれる商店街となることで、1軒でも多くの空き店舗の利活用が進み、本町の地域商業全体ににぎわいと活気が取り戻せるよう、町ではハード、ソフト面、両面から包括的な創業支援を行ってまいります。

また、余談にはなりますが、この利根町まちなか商店街活性化事業の取組につきましては、今年度、茨城県営業部戦略プロモーションチームが募集いたしました茨城県内市町村で行われる時代に即した新しい取組7事例の一つとしても取り上げられ、茨城県を通して、テレビ、新聞、雑誌、ラジオ、ウェブなど、首都圏を中心としたメディア関係者へも情報提供がされ、県からも注目をされている事業となっております。

続きまして、二つ目の御質疑でございます。

町の所有となるのかということにお答えいたします。

今回、町がインキュベーション施設として整備するために借りております旧シャロンの土地及び建物につきましては、所有者だけでなく、御家族の方へも当該事業の趣旨を丁寧に説明し、物件の借入れ、建物の改修、第三者への転貸等について御理解をいただき、快く了解をいただくことができました。また、この事業は、町としてもこれから長期的になっていくことから、この物件を将来的には町が取得させていただき、継続して活用させていただきたいと考えをお伝えしたところ、これに関しましても御理解をいただくことができております。

この売買につきましては、先ほど議員から御質疑がございました書面の取り交わしはまだ行われておりませんが、町へ譲ってもよいということでお話を進めさせていただいてるところでございます。取得する時期等につきましては、今後所有者の方と改めてお話をさせていただいた上で決定していくことになると思いますが、現時点では何月ということとは申し上げられませんが、将来的には町が取得する方向で考えております。

町といたしましては、まずはインキュベーション施設が多くの方々から愛され、魅力ある施設、自慢できる施設となるよう整備を行い、この施設を拠点として、新たな起業家、創業家が誕生し、地域や商店街に人の流れや活気が取り戻せるよう事業を推進してまいりたいと考えております。

また、もう1点、今回のリフォームによりまして資産価値が上がるのではないかなというようにお話がございました。こちらに関しましては、今回の改修工事では外装、内装、設備工事を行います。内容的にはリフォーム工事費でございますので、床面積等の変更もなく、建築確認が必要な増築工事に当たらないことから、仮に町が話が進み取得させていただくときにも、現在の評価と価値は変わらない、そのように考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） 過疎対策事業債を活用して事業を行うことができなかったのかということですが、過疎対策事業債につきましては、当初予算で計上した事業について一次分として起債計画を県に提出済みとなっております。そのため、一次分の事業として、この改修工事に過疎対策事業債を充てることはできません。例年ですと、秋以降に二次分についての通知がありますので、二次分で今回の改修工事に充当するのかなどについて、他の事業との兼ねいや適債性なども考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 青木課長に申し上げます。

先ほど船川議員の質疑の中で補助金活用を探ったのかという御質疑がありました。その点について、青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） それでは申し訳ございません。船川議員からの御質

疑にお答えいたします。

補助金の活用についてということでございますが、国のテレワーク交付金というものがございまして。しかし、この交付金を利用させていただくためには、サテライトオフィスの整備が対象事業となるため、今回のインキュベーション施設の整備には合致しなかったということで、申請のほうはしていないということでございます。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） まず、ドッグラン建設事業のほうは理解いたしましたので、くれぐれも安全に運営をしていただきたいと思います。

それと、インキュベーション施設改修工事のほうなんですけど、まず、若者に活用していただくという発言がありましたが、この辺の年齢のくくりに関してはどのようにお考えなのでしょうか。

それと、このチャレンジショップを活用する若者を探し出すことが、難しい大きな課題ではないかなと感じています。利根町の若者がやってくれるのか、また全国的に、先ほども県がこの発信をして、首都圏等にもアピールをされて、町の事業としても注目をされているといううれしい発言がありました。こういったことも踏まえて、まずは初めの一步、活用する若者も探す対応についてお聞きしたいと思います。

それと、チャレンジショップ、インフォメーションセンター、コミュニティスペースと、この3本柱で運営されていくということは理解をいたしました。ぜひとも町の活性化を目指して成功を念願するところですが、あそこのシャロンさんの面積で、この三つのそれぞれの対応が十分にできるだけの面積の確保が現場としてできるのでしょうか。その辺、お伺いしたいと思います。

それと、活用する若者に対しては、賃貸料を徴収するのか、また、運営するだけでもランニングコストがかかっていくと思います。本人からのそういったものはどうするのか。それと、いざ独立するときに、町としては何か追い風になるような支援を、要するに町に残ってくれるということは、町にとって大変なプラスになることだと思うんですね。なので、まだそこまで組み立てていなければ、ぜひとも御検討いただきたい、そのように思います。

それと、二つ目の町所有施設となるということは、書面等はまだ取り交わしていないけれども、取りあえず相手の意向は受け止めていると理解をいたしました。しかしながら、実際に個人所有の財産に対して、これだけ町が財源を投入して、まだ相手の持ち物であるところに財源を投入して、雨漏り等の外装も行い、また、中もきちんと整え、多くの人を呼び込んで喜んでいただけるような施設にするということが、価値が変わらないという印象よりも価値は上がるのではないかと私は思います。価値が上がらないところに、なぜ1,000万円以上も投入するのか、それも理解ができません。

なので、将来的に町が取得するのであれば、本来ならばこちらも取得してからやるのが

順序ではないかなと感じる部分もありますが、ぜひとも、覚書等でもいいので、口約束ではなくて、書面でしっかりと契約を結んでいただくことが望ましいのかなと思いますので、その辺のところもお伺いしたいと思います。

それと、3点目の過疎対策債に対しては、時期的にもちょっとタイムラグがあったと思いますので、今後、この事業を末永く、そして多くの方にもコマースをしながら継続していくのであれば、やはりこれから町としてここに財源を投入していかなければならない現場が生じると思います。この事業が成功すれば、本当に大きなプラスになると思うので支援をしたい気持ちは山ほどありますが、課題も見えてきているのは否定できないと思います。

ですから、ちょっと今、お尋ねした部分をお答えいただいて、3番目の補助金に関しては、理解したので結構です。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） それでは、船川議員の御質疑にお答えいたします。

まず、このインキュベーション施設、若者が入るためにどのようにしていくかということですが、昨年、令和2年11月からとねまち未来ラボという活動を開始しております。基調講演ですとかディスカッションを含めまして、令和2年度が3回実施しております。うち、出席者が88名。3年度はコロナ禍により中止になったこともございますが、2回開催いたしまして、70名の方が参加をしていただいております。既に参加されている方の中で、このチャレンジショップの利用が開始できたら借りてみたいとおっしゃっている方も二、三名話を伺っているところでございます。

あと、賃貸料ということですが、貸出しをする際には、まだ金額等は決まっておりませんが、個人から賃貸料はいただきます。ここはあくまでも御自分のスキルアップの場でございますので、それは個人に出していただくというふうを考えております。

あと、その方が、半年、1年間たった後に利根町の空き店舗を利用したいといった場合の町からの支援ということでございますが、利根町では、現在、どこの市町村も空き家バンク制度というのはやっておりますが、当時は先進的な事例で空き家バンク制度を実施しております。そのノウハウがございますので、仮称ではございますが、空き店舗バンクとでも申しましょうか、そういうような制度を構築しまして、新規創業者の方にどのような補助ができるか、そういうものを決めて、独立しやすい、新しいお店を持ちやすいような形での支援は考えているところでございます。

あと、町所有を見込んでいるわけですが、そちらにつきまして、正式な書面が今のところないということでございますが、今回、この補正予算のほうが通り次第、その辺も含めて、また所有者の方とお話をさせていただきまして、購入の年度ですとか、ある程度文面で交わしていきたい。また、その際の町が個人の財産を取得する際の経費としては、やはり一度不動産鑑定を入れまして、また近隣の空き家などの売買状況、その辺もよ

く調べ、適正な価格で売買交渉を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 青木課長，旧シャロンのお店の面積でその三つが充当できるかという質疑がありましたので，お答えください。

青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） 申し訳ございません。抜けました。

三つの利用ということで，チャレンジショップ，インフォメーションセンター，コミュニティということですが，お店を御存じの方だと分かるかと思うんですが，正面を入っていただきまして，右側のスペース，ちょっと1段高くなっているスペースですが，そちらをインフォメーションセンター，コミュニティスペースとして活用できる広さが十分ございます。左側のカウンターがありまして，前にはそちらにテーブルとか椅子とかいっぱい置いてあったところ，そちらがチャレンジショップという形で，今のところ想定しております。面積としては十分足りると考えています。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） すみません，若い方というのは幾つぐらいの年齢を想定されているのでしょうかとさっきお尋ねしたんですけれども，若くなくてもやってくれるならいいんじゃないかと思うんですけれども，その辺の年齢的なもの，ちょっと先ほど答弁ただけなかったのです。

それと，この施設を運営，維持していくためには，町としてはやはりある程度の金額を確保していかなきゃならないと思うんですけれども，その辺の金額はどのくらいだと考えているのでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） それではお答えいたします。

若い方，すみません，今ちょっと資料がないので，年齢はつきり申し上げられません。今年度より，若者会議というものを開いております。こちらに関しましては，年齢制限を設けまして，参加できる年齢を区切っているところでございます。

あと，この施設を維持していくための費用ということでございますが，実際にこのインキュベーション施設がオープンし，チャレンジショップを運営する方ができて入った場合には，そちらの固定資産税ですとか，そういうものも含めて賃貸借の金額を決めていきたい。また，水道，電気などについては，インフォメーションセンター，コミュニティセンターということも一遍にもしのできるのであれば，その辺は金額の割り振りをして支払いのほうは町がする部分も出てくると思いますが，基本的にはチャレンジショップを借りる方が支払うという形で考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 次に、7番花嶋美清雄議員。

○7番（花嶋美清雄君） 議案第47号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第4号）について質疑いたします。

13ページ、款2総務費、項1総務管理費、目7地域振興費、学校跡地利活用事業46万8,000円の詳細をお願いします。

続きまして、21ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目4環境衛生費、利根町営ドッグラン建設事業、コロナ交付金、工事費990万円。これは今、答弁いただいたんですが、管理の回数とか、その広さとか、その区割りを詳しくお願いします。

続きまして、22ページ、款5農林水産費、項1農業費、目6農村環境整備事業費、利根親水公園維持管理事業、工事請負費433万円の詳細。

23ページ、款6商工費、項1商工費、目2商工振興費、インキュベーション施設空き家店舗改修工事848万3,000円で詳細。今聞いたんですが、答弁いただいたんですが、チャレンジショップ、どのようなショップを想定しているのか、お伺いします。

25ページ、款7土木費、項3都市計画費、目2公園費、公園事務事業、コロナ交付金372万円の詳細をお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 花嶋美清雄議員の質疑に対する答弁を求めます。

川上政策企画課長。

○政策企画課長（川上叔春君） それではお答え申し上げます。

補正予算13ページの款2総務費、目7地域振興費の学校跡地利活用事業46万8,000円の詳細はとのことですが、第1回目の利根町学校跡地利活用検討委員会におきまして、学校跡地の利活用についてより多くの町民の方の意見を聞くため、住民アンケートの実施が決定されました。それによりまして、アンケートの実施に係る経費として、封筒などの消耗品、アンケートの郵送料などを計上したものでございます。

なお、アンケートにつきましては、18歳以上の町民の方2,000人を対象に実施する予定で、期間は11月下旬から12月中旬頃を予定しております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） それでは、花嶋議員の質疑にお答えいたします。

工事の内容ですが、高さ1.8メートルのネットフェンスを220メートル設置しまして、中型大型犬用スペース約1,600平米と小型犬用スペース450平米を設ける予定であります。また、車が10台ぐらい止められる駐車場を整備する予定であります。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） それでは御質疑にお答えいたします。

まず1点目の目6農村環境整備事業費、利根親水公園維持管理事業についてございま

す。こちらの工事概要でございますが、親水公園内の池に亀が入らないよう、金網、亀甲金網、ステンレス製570メートルを金網、あと留めるくい、棒でございますが、ステンレス製520本の工事、合計433万円でございます。

二つ目の御質疑の目2商工観光費のインキュベーション施設、どのような業種が対象かということでございますが、こちらに関しましては、飲食業をはじめ、雑貨店ですとか、特に業種は決めておりません。利根町でお店を開きたい、だけれども初めてなので、ちょっと不安ですというような方たちのためのスペースですので、飲食店に限ったものではなく、業種は特に決めておりません。また、この辺につきましても、併せて要綱のほう、これから策定してまいりたいと考えております。

三つ目でございます。目2公園費、公園事務事業費でございます。こちらはコロナの交付金を使わせていただくものです。工事の概要でございますが、公園灯5基分の予算となっております。照明器具、ポールライト5台、LEDライトバルブ5台、ポール5本など、合計の372万円の工事費となっております。現在、既存の公園灯が4本と感応式のLEDのライトが3本となっており、7月に開催いたしました蓮祭の際も、夜の部もございましたが、公園内を歩いてみたところ暗いところがあり、アフターコロナを見据え、また防犯面、安全面を確保するため新たに公園灯5本を設置する工事費となっております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 2回目の質疑に移ります。

学校跡地利活用のほうで、アンケートの内容が分かれば詳しくお願いします。

ドッグランのほうは、大型、中型一緒みたいですが、基本的に三つあったほうがいいと思うんですが、なぜ二つなのか。中型と大型がなぜ一つなのか。あとは、多分24時間誰でも入れるとこの間お伺いしたんですが、防犯カメラとか、栄橋みたくライブで場所が検索すると分かって、今開いているとか分かる状況にするのか。また、予約は必要なのか。

親水公園のほうは、亀の侵入を防ぐということで570メートルの金網を張るということで、人間が歩くところは、この間課長とお話させていただいたときには、人間が歩く歩道は張らないということなんですが、人間が通れるということは亀も通れるということで、亀を通さない、これはどういう、例えば誰に聞いてこういう網を設置したのか、亀の特徴を分かっている方に教えてもらって、亀の侵入を防ぐのをどうやって考えたのか、お伺いします。

○議長（新井邦弘君） 川上政策企画課長。

○政策企画課長（川上叔春君） アンケートの内容はということでございますが、基本的なベースとしての考えとしましては、町民の方が閉校後の学校をどのような活用してほしいのか、そこら辺を探るためのアンケートでございます。

アンケートの中身につきましては、これからうちの課で素案をつくりまして、第2回の

学校跡地利活用検討委員会が10月28日に行いますので、その中で、アンケートの中身については議論をしていただき、決定をしていきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） それでは、花嶋議員の質疑にお答えいたします。

まず、今回ドッグランを設置するに当たりまして、近隣のドッグランの視察、どういうものがあるかということで、現地を視察に行っております。龍ヶ崎、守谷、柏のドッグランを視察に行っております。視察先を見たところ、そちらの3か所に関しましては、先ほどお話したように大型中型犬用スペースと小型犬用スペースの2種類のスペースに分かれておりましたので、そちらを参考にさせていただいております。

また、24時間使えるような防犯カメラに関しましては、あちらに関しましては、電気もありませんし、現在防犯カメラを設置する予定は考えておりません。

予約しなくていいのかという御質問ですが、こちらに関しましては、予約なしで誰でも使えるような形で考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） それでは御質疑にお答えいたします。

まず、池の縁にステンレス製の金網を取り巻くわけですが、高さは30センチを予定しております。この間、一般質問終わった後に花嶋議員からもいろいろ御助言をいただいて、亀の捕獲が難しいということは伺っております。

今回の設置工事に当たりましては、木道の部分、公園内に4か所を正面、また豊田南用水側、東側、西側と木道の入り口がございますが、そちらまで回してしまいますと、当然人間は入れません。そこが開いているから、そこから亀が侵入してしまうだろうとおっしゃることも分かりますが、何もせずして亀の大好物である蓮の新芽を食べられて、町として黙って見過ごすというわけにはいきませんので、100%の防御は無理だとは思いますが、それに近いものを、職員と、また業者とちょっと打合せをして、今回これで亀の駆除になるよう、防除の金網を張ろうということに至ったところでございます。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 3回目の質疑に移ります。

視察ということで、龍ヶ崎とか近隣のドッグランのほう見ていただいたと思うんですが、やはり24時間、結構皆さん雑に使う人がいるので、ぜひとも予約か分かるように。

もう一つ、生活環境課で行っている狂犬病とか、予防接種などされているかされていないか、多分普通のドッグラン営業している方は、それを確認してドッグランに入れるんですね。その確認、何で予約と言ったんですが、この確認が必要だと思うんですね。誰でも持ってこられて、誰もいない。これというのはおかしいので、そこでちょっと考えて

いただきたい。

先ほど課長が答弁したところで、職員がやるから人件費はかからない、職員お金払っていますので、そのお金、職員にもお金を払っているの、お金払っていますよね、職員だから。職員を使っても業者を使っても同じなので、人件費はかかっていますので、そこら辺考えてもらって、やはりドッグラン、犬というのは結構危ないので、その危険とか、そういうのもやはり町の責任になると思うんですよ。ぜひとも防犯カメラとかつけてもらいたいと思いますけれども、その答弁をお願いします。

もう一つ、親水公園433万3,000円使ってどのぐらいの費用対効果があるか分かりませんが、結構亀大変なんで、逆に蓮を守るということであれば、蓮の栽培みたいなもの、課長のほうで案として考えることはできなかつたんですか、そのところよろしくをお願いします。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） それでは、花嶋議員の質疑にお答えいたします。

先ほど視察に行ったというお話をしたわけなんです、龍ヶ崎、守谷、柏に関しましては、予約なしで行っております。また、誰でも先ほど使えるということで、職員がいるわけではないので、狂犬病を打ったかどうかという確認も行っていないのが現状で、ほかの市町村に関しましても、そういう状況であります。

また、ほかの、先ほど3か所の視察に行ったところに関しましても、防犯カメラ等の設置は行っていないという状況でありますので、今現在、利根町に関しましても、現在つける予定はありません。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） それではお答えいたします。

費用対効果というお話がございました。これをやることによってどのぐらい、簡単に言えば、亀が入らないで済むのかということをおっしゃっているんだと思いますが、現在、外から入ってくる亀だけではなくて、池の中の亀をどうするかというのも、一つ大きな問題です。まち未来創造課で、五つのわなを仕掛けています。先週の金曜日にもそれを回収に行ったときに、網の上に大きい亀が甲羅干しをしているようなところが何か所もあって、網の中にも実際入っておりましたが、その亀をどうするかという問題も、非常に大きな問題だと思います。

また、蓮を増やすことを考えなかったのかということでございますが、こちらに関しましては、先般行われました蓮祭のときに、潮来市のあやめ祭りのしょうぶをいただいて、親水公園に植えております。町といたしましては、ただ単に亀を防除するだけではなくて、蓮を増やすですとか、親水公園入って右側の睡蓮というんですか、木道の右側にある、あれがかなりの面積を広く取っているの、あれは根っこから職員でちょっと今度掃除して取ろうよとかいう形で、蓮のほうも増やしていきたいというような考えで活動は行ってい

るところでございます。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 暫時休憩をいたします。再開を14時40分とします。

午後2時24分休憩

午後2時40分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、10番若泉昌寿議員。

○10番（若泉昌寿君） それでは、私も1問だけ質問させていただきます。

それで、船川議員と花嶋議員が大方質問していただきましたので、大体は分かりましたが、分からないところ2点ほど質問させていただきます。

1番目の料金は、これ無料ですから、これはもういいです。

それから、2番目に土曜日や日曜日は多いのではないかと書いていたんですが、多分多くなると思います。それで、駐車場、先ほど10台用意するということなんですが、10台ではちょっと足りないのかなと思いますので、その件でちょっと答弁お願いしたいと思います。

それから、花嶋議員夜やったほうがいいんじゃないかという、そういうことなんですが、逆に私はやらないほうがいいのか、そういう感じがします。

それで一つ、金網は張るんでしょうけれども、特にあそこは元グラウンドゴルフをやっていたところで、子供たちの野球場なんです、隣が。そうしますと、よく金網も嚴重に張らないと、子供たちが日曜日とか土曜日、休みのときはやっていますから、野球の練習。ですから、万が一、野球場のほうへ行ってかみついたりなんかすると、またこれ一つ問題になりますので、その点は十二分に注意していただきたいと思います。

それに、これは犬の件なんですが、やっぱり11号線なんですよね、あの土手は、あそこを車がしきりなしに通っていますから、犬が飛び出すと、犬が逆に今度やられますので、嚴重に飛び出ないように、その点だけお願いします。

それから一つ、最後に聞きたいのは、管理、これはどこがやるのか。結構草刈ったとか、あと中にはふんとか、何とかいろいろと問題は残ると思うんですよ。その点お伺いして、お願いします。

○議長（新井邦弘君） 若泉昌寿議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） それでは、若泉議員の質疑にお答えいたします。

駐車場を確保できるかについてですが、10台ぐらい止められる駐車場をドッグラン脇に整備する予定です。また、現在、上曾根運動公園には47台が止められる駐車場がありますので、確保できていると思われれます。

管理はどこがやるのかという御質疑ですが、管理は生活環境課がいたします。

また、ごみ等に関してですが、こちらは注意事項等で看板を作って、使用者に注意を促す予定です。

以上です。

○10番（若泉昌寿君） 隣が子供たちの野球場だから、飛び出さないように、厳重に。

○生活環境課長（飯田喜紀君） すみません。野球場の外野からかなり離れているわけですが、こちらに関しましては、やはり何かを、野球場とドッグランを仕切るものを今回設置する予定ではございません。ですから、やはり注意事項等で、使用者に注意を促す形で考えております。

また、道路のほうに出るかというお話なんですけど、こちらドッグランのところに面してガードレールがずっと設置しております。そのガードレールの一部を空けて駐車場を造るわけですが、そちらに関しましては、注意喚起するような形を取りたいと思っております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 道路のほうなんです。ガードレールは設置されていますよね。そこを結局、金網か何かやらないと、犬が道路に飛び出す可能性は大なのではないですか。そこをやらないと、犬が、要するにガードレールは空いていますから、このくらい。そこから飛び出したら、車にひかれるおそれがあるんじゃないですか。

それともう一つ、野球場とドッグランの間空いているからということ、そこをどのようにするんですか。その二つだけちょっとお願いします。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） 若泉議員の質疑にお答えいたします。

今現在、上曾根運動公園は、野球場と、前はゲートボール場、その後、グラウンドゴルフ場として使用していたわけなんですけど、そこらは一体化になっております。その間に仕切りを造る予定では、何も設置しないのが現状です。

基本的に、犬に関しましてはつないでおいていただいて、入り口を二重にして外に出られないような形の金網、ネットフェンスを設置しまして、外に出ないような形で危なくなないようにするような形で考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） すみません、私よく分からないんですが、ドッグランの中に犬を入れた場合は、犬は綱をつけっ放しなんですか。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） 御質疑にお答えいたします。

金網、ネットフェンスの中に入れば、当然綱は外すと思います。ただ、犬が外に出ない

ように入り口を二重にして、人が入ってきても、そこから外に出ないような形のネットフェンスの方式にしまして、外に出ないような形を造る予定です。

○10番（若泉昌寿君） 分かりました。終わります。

○議長（新井邦弘君） 次に、4番大越勇一議員。

○4番（大越勇一君） 議案第47号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第4号）の質疑ですが、先ほどから各担当課長より答弁をいただいておりますので、私からの質疑は結構です。

○議長（新井邦弘君） 次に、9番五十嵐辰雄議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 先ほど船川議員並びに花嶋議員の質疑に対して、担当課長の答弁が非常によく理解できました。

したがって、質疑は取り消します。以上です。

○議長（新井邦弘君） 次に、8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは、議案第47号について質疑をいたします。

今回、歳入のほうで、新型コロナウイルス感染対策地方創生臨時交付金ということで、526万4,000円の収入がございました。その使途が、今何人かの議員さんが質疑しているところのドッグラン建設事業に使われているということでございます。補助金が526万4,000円で、それにプラスして463万6,000円をプラスして990万円でこれを造るといふんですね。

私は意義が分からないんですよ、はっきり言って。なぜ、ドッグランなのか。

先ほども質疑している方がいましたけれども、その辺もう一度、なぜこのドッグランなのか。前にいろいろな計画がされていたからそれを選んだというようなお話もございましたけれども、何と言いますか、私は自由に使えると言っても、やはり理解できないです。もう一度答弁願えますか。

○議長（新井邦弘君） 川上政策企画課長。

○政策企画課長（川上叔春君） お答えをいたします。

先ほど船川議員の答弁でも申し上げまして、二重になるところがあると思うんですが、今回のコロナ交付金に関しましては、まず感染拡大防止などの緊急時の対応、それから次の段階としまして、雇用の維持管理、事業の継続、最終段階といいますか、感染の収束を見据えた事業ということで、幅広い観点から事業の活用等が認められております。

参考までに申し上げますと、これまで臨時交付金は、第一次交付分から第三次交付分まで、総額で利根町のほうに4億8,692万円ほど交付限度額が来ております。また、先月には、事業者支援分としまして925万7,000円が限度額で来ておりまして、現在、事業者支援分の対象事業を検討しているところでございます。

臨時交付金につきましては、これまで数回にわたりまして補正予算を組みまして、現在、多くの事業を実施してきました。また、現在も継続している事業もございます。

これまでの事業の多くは、感染症対応への事業、例えば中小企業とか飲食店などの事業

支援、あと、またコロナ禍における分散避難を想定した地区への助成金、学校への空調機の設置、それから児童生徒1人1台のタブレット端末の配備、それから新生児への1人10万円、これ町独自の特別定額給付金でございますが、そういうのも行っております。また、子育て世帯での給食費の無料化、それから児童手当への上乗せ金、それから独り親世帯への緊急支援給付金。また、保育所や大学、老人福祉施設の感染症への補助金、また、交通事業者への公共交通緊急支援金の支給や、町内共通商品券の販路拡大事業などなど、多くの事業を実施してきたところでございます。

このように、感染拡大の防止、それから町民の方への経済的支援、子育て世帯への経済的支援、事業者への事業継続支援、また、今後新しい生活様式を見据えた事業など、まさに感染拡大時における対応とした事業を、これまで議員の皆様のご協力を得ながら実施したところでございます。

今回の補正予算は、まだまだコロナ禍で厳しい状況ではございますが、アフターコロナを見据えた町の活性化にも使ってもいいだろうということで、感染の収束を見据えた事業として実施したいと考えて、ドッグラン、ほかの事業を選定したということでございます。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今、説明のあったように、私もコロナ対応のための財源であるというのは、よく理解しているんですよ。でも、今まで、今いろいろ事業名は挙げられましたけれども、それでまだ町民が満足し得るコロナ対策にはなっていないというふうに私は理解しているんですよ。

ですから、今まで行ってきたいろいろな事業、それらを今、改めてチェックして、まだ足りないなと思うような事業にプラスして予算を組む、上積みするという方法があったと思うんですね。我々、私なども考えているのにも、やはりコロナに対する予防接種に対する補助とか、あるいは妊婦とかの精神的不安の軽減を図るための交付金を交付するとか、あるいは、前から私、子供たちの歯の歯周病についてはよく話しているんですけども、そのフッ素加工するように全児童に対するそういう健診を実施するとか、考えてみればいろいろあるんですよ。

コロナ禍の中で、今、犬とたわむれる時期なのかなと、犬を飼っている方というのはそれなりに犬がかわいい、私も猫より犬が好きなのであれなんですけれども、今は飼えません。今飼うと犬のほうが長生きしますから、これは飼えませんけれども、とにかく犬、上曾根の運動公園、場所まで分かりました。犬というのは、人間がいると吠える、子供たちが騒ぐと吠える、これ場所も悪いんじゃないかという感じが今しているんですよ。

これ討論になってしまうんですけども、ごめんなさいね。

そういうこともちょっと含めて、もう少しコロナ禍に対する支援を上積みしたほうがよかったのかなと。特に、私は準要保護児童等のやつをここで何回も言っていますから、そ

ういった家庭に対する、独り親に対するとか、そういうようなものの上積みを私はしてほしかったなというふうに私は思うんです。わざわざと言うこともないんですけども、526万4,000円をした、それに今度プラスして463万6,000円を上乗せして990万円でドッグランを造る、その意義があるのかなという感じがしてならないんですよ。

そういうことで、ちょっとお聞きしたんですが、今、いろいろ事業言いましたけれども、そのほかに、今、もしまだまだ来るとすれば、今後どういうふうな事業に使いますか、今考えている事業というのは、何かあったら教えてください。

○議長（新井邦弘君） 川上政策企画課長。

○政策企画課長（川上叔春君） 今後、もし臨時交付金が交付されたらということで、どんな事業を想定しているかということでございますけれども、確かに今、井原議員おっしゃるとおり、まだまだコロナ禍の厳しい状況でありますので、町民の方に対してどのような事業が今、町のほうでつくったら、やっていったのがいいのかというところは、当然、基本的なところとしてあります。そこを押さえつつ、ただ、コロナ禍が収束した後の町の活性化も、やはりこの交付金を使っていくこともやっぱり大事なのかなという感じがします。

国のほうでも、コロナ交付金は、第1の感染拡大の防止から次のステージへの回復、それから最終的な経済復興とか、そういったフェーズに誘導的に使ってほしいというところもありますので、そこら辺は難しい問題でありますけれども、町民の方のニーズを探りつつ、感染後の事業を見据えたものにも活用していきたいと考えています。

○議長（新井邦弘君） 次に、6番石山肖子議員。

○6番（石山肖子君） 石山です。通告では4件挙げさせていただきましたが、前の1番目から3番目までお聞きしたいと思います。4番目は、インキュベーション施設備品については結構でございます。

まずは、13ページの総務管理費、行政事務改善費の図書館内住民票等発行窓口新設事業です。

こちらが、基幹系パソコン、プリンター、こちらを購入するということですので、このパソコンとプリンターの台数、それに伴い窓口を創設されるということですが、この窓口が今の図書館のどこの場所に窓口が出来上がるのか、そして、専任の方がこれに対応するのか、それとも既存の職員さん方で運用されていくのか、まずはそちらをお聞きいたします。

2番目に、21ページのドッグラン建設事業ですが、こちら今までお話聞いていて、全体のイメージがまだ私の中でできてないので、まずはそのドッグランで1.8メートルの高さで囲む面積が分かれば面積を教えてくださいのと、それから先ほど来、少年野球、たしか文小校区の児童が野球の練習とか試合とかやっていると思うんですけども、そちらに支障がないのか。今の状況ですと、トイレのほうからバックネット際のところを擦り抜けて、

県道沿いの端のほうを歩いて行ってグラウンドゴルフ場に行き着くと思いますが、そちらを通るようなこと、ワンちゃんを連れて通っていくのではなくて、グラウンドゴルフ場のほうに出入り口が県道に面してできるのかなど。駐車場がドッグランとグラウンドとの間、野球場との間なのか、もっと先なのか、そちらもう一度確認させてください。

3番目に、22ページの親水公園維持管理事業ですが、通告書には、工事内容が景観や野生の鳥などに与える影響というふうに書かせていただきました。こちらは、親水公園ですから、水に親しむ公園という意味合いがあると思ひまして、限りなく自然に近い状況の中の散策を楽しむというのが、私のほうの今までのイメージだったんですけれども、周りの田んぼですとか、蛟網神社のほうを仰ぎ見る、そのような景観がやはり好きだという人が多いというのは聞いております。

その景観について、この金網を張ることがどんな影響を与えるのかお考えになっているところ、それから野生の鳥などに与える影響ということですが、鳥の観察をされている方にお聞きしまして、野生の鳥がやはりこういう金網にはよく引っかかっているということだけは避けてほしいというようなことをお聞きしましたので、ほかの生物への影響、これをどうお考えになっているか、以上、3点に関してお伺いいたします。お願いします。

○議長（新井邦弘君） 石山肖子議員の質疑に対する答弁を求めます。

川上政策企画課長。

○政策企画課長（川上叔春君） 補正予算書13ページの款2総務費、目9行政事務改善費の図書館内住民票等発行窓口新設事業の備品購入費でございますが、まず、基幹系デスクトップパソコン1台、それから基幹系レーザープリンター1台の購入を予定しております。

○議長（新井邦弘君） 久保田住民課長。

○住民課長（久保田政美君） それでは質疑にお答えいたします。

図書館内住民票等発行窓口新設事業における窓口の運用方法につきましては、図書館の通常開館時間内において、図書館の職員が住民票と印鑑証明書の発行及び手数料の徴収を行うものでございます。既に実施しております生涯学習センターと同様に、平日はもとより、特に土曜日、日曜日に住民票や印鑑証明を必要とする方に図書館で発行することができるようになり、住民の方への利便性が図れるものと考えております。

また、先ほどありました場所につきましては、今後、図書館の職員等と共に、場所については決めていきたいという形で考えております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） それでは石山議員の質疑にお答えいたします。

工事の内容ですが、高さ1.8メートルのネットフェンスを220メートル設置し、中型大型犬用スペース約1,600平米と小型犬用スペース約450平米を設けます。車が止められる駐車場を、ドッグランと車道の間に設置いたします。10台ぐらい止められる駐車場を設置いた

します。

また、野球場との関係なのですが、こちら去年までグラウンドゴルフ場で、常時グラウンドゴルフ場の方が来て使用しておりましたので、そのときに、そういうトラブルがあったということを知っていないので問題がないと今は考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） それでは、石山議員の御質疑にお答えいたします。

親水公園維持管理事業、景観や野生の鳥などに与える影響はないのかという御質疑でございます。

まず、景観についての問題でございますが、亀甲金網、こちらを池の縁に回しますけれども、あくまでも歩道の内側にステンレス製の金網、高さ30センチを考えております。よく緑色の亀甲金網が一番多く使われているのかと思いますが、ステンレス製を使いますので、景観についても特に損なうということはないのかなと考えております。

また、野生の鳥などに与える影響でございますが、鳥が飛来してきたとしても、高さが30センチの金網ですので、ほぼそこに鳥がぶつかってということは考えにくいのかなと考えて、影響はあまりないと考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第47号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第11、議案第48号 令和3年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第48号 令和3年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（新井邦弘君） 日程第12、議案第49号 令和3年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第49号 令和3年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第13、議案第50号 令和3年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第50号 令和3年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第14，議案第51号 令和3年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑通告はありませんので，討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第51号 令和3年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

原案を可決することについて，お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって，議案第51号は原案のとおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第15，議案第52号 令和3年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑通告はありませんので，討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第52号 令和3年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

原案を可決することについて，お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって，議案第52号は原案のとおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第16，議案第53号 令和3年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑通告はありませんので，討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第53号 令和3年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第17、議案第54号 財産の取得についてを議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第54号 財産の取得についてを採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第18、議案第55号 令和2年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第24、議案第61号 令和2年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件までの7件を一括議題とします。

この件については、9月2日の本会議において決算審査特別委員会に付託しておりますので、審査の経過及び結果について委員長報告を求めます。

船川京子決算審査特別委員会委員長。

[決算審査特別委員会委員長船川京子君登壇]

○決算審査特別委員会委員長（船川京子君） それでは、決算審査特別委員会に付託された議案の審査経過及び結果について御報告申し上げます。

本委員会は、令和3年9月2日の本会議において設置され、議案第55号 令和2年度利

根町一般会計歳入歳出決算認定の件から、議案第61号 令和2年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件までの7議案について付託されたものです。

決算審査特別委員会は、令和3年9月13日から9月16日までの4日間、委員9名全員が出席しての開催、これに町長、教育長はじめ各課長及び担当職員の出席の下、積極的な質疑応答がなされ、長時間にわたり慎重なる審査を行いました。

議案第55号、令和2年度利根町一般会計決算の歳入は82億1,794万5,980円、歳出は79億8,329万3,493円です。

これに賛成、反対共に討論はなく、採決の結果は、反対が井原委員の1票、そのほかの委員の賛成7票で認定すべきものと可決しました。

以降の議案第56号から議案第61号までの特別会計については、全会一致で認定すべきものと可決されました。

議案第56号、令和2年度利根町国民健康保険特別会計決算の事業勘定は、歳入が20億7,070万4,128円、歳出は20億953万1,491円、国保診療所の施設勘定で、歳入は1億5,572万2,825円、歳出は1億4,621万5,175円です。

議案第57号、令和2年度利根町公共下水道事業特別会計決算の歳入は3億2,225万2,947円、歳出は3億307万4,349円です。

議案第58号、令和2年度利根町営霊園事業特別会計決算の歳入は1,126万88円、歳出は1,091万7,361円です。

議案第59号、令和2年度利根町介護保険特別会計決算の歳入は15億2,871万4,196円、歳出は14億8,670万5,264円です。

議案第60号、令和2年度利根町介護サービス事業特別会計決算の歳入は1,489万2,649円、歳出は1,313万345円です。

議案第61号、令和2年度利根町後期高齢者医療特別会計決算の歳入は5億2,312万2,514円、歳出は5億1,892万2,402円でした。

コロナ禍の収束がいまだに見えず、厳しい財政状況が続くと予測されますので、今後も行財政改革を進め、歳出抑制に努めていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたが、付託された全議案について認定すべきものとして可決されております。

以上、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（新井邦弘君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑は、議長及び議会選出監査委員を除く全議員が委員のため省略いたします。

それでは、議案第55号 令和2年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第55号 令和2年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

原案を認定することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 賛成多数です。したがって、議案第55号は認定されました。

次に、議案第56号 令和2年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第56号 令和2年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

原案を認定することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員数です。したがって、議案第56号は認定されました。

次に、議案第57号 令和2年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第57号 令和2年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第57号は認定されました。

次に、議案第58号 令和2年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第58号 令和2年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

原案を認定することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第58号は認定されました。

次に、議案第59号 令和2年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第59号 令和2年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

原案を認定することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第59号は認定されました。

次に、議案第60号 令和2年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第60号 令和2年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

原案を認定することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第60号は認定されました。

次に、議案第61号 令和2年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第61号 令和2年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

原案を認定することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第61号は認定されました。

暫時休憩します。再開を15時40分とします。

午後3時20分休憩

午後3時40分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（新井邦弘君） 日程第25、議案第62号 和解及び損害賠償額の決定についてを議題とします。

質疑通告議員は2名です。

通告順に質疑を行います。

9番五十嵐辰雄議員。

○9番（五十嵐辰雄君） それでは質疑を行います。

ここに、提案を見ますと、進入ゲートは施錠してあるにもかかわらず、2台の乗用車が除草作業中の大型草刈機の前を通過したと。施錠してあるところを進入して、この進入行為というのは不法侵入になると思うのですが、その点についてお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐辰雄議員の質疑に対する答弁を求めます。

蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） それでは、五十嵐議員の御質疑にお答えいたします。

今回の事故における損害賠償につきましては、町で加入している全国町村会総合賠償保険において対応いたします。

和解及び損害賠償額につきましては、町から保険会社に事故の概要を報告し、対応を協議の上、保険会社において相手方と示談交渉していただき、提示されたものでございます。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐辰雄議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 2回目の質疑ですけれども、事故の報告、これは財政課長ですね。報告して、その点どういう結果ですか。その不法侵入とか何かそういうのは別になかったのでしょうか。

そして、草刈機の前を通過したと、動いたと。石が飛んでガラスが破損というのは、相当近い距離を通ったんですね。この進路妨害とか業務の妨害とか、そういうのはどのように役場のほうでは御判断しましたか。

それで、保険だからいいかという安易な考え方で、幾ら役場のほうの御意見ですけれども、なぜその役場のほうに5割の過失があるのかどうか。その点、担当課の課長の御判断いかがでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） それでは、五十嵐議員の御質疑にお答えいたします。まず、不法侵入があったのではないかということでございます。

まち未来創造課では、特に緑地の除草作業をするときは、月曜日を選んで、ゴルフ練習場が休みの日を選んで、人が入っていないときを選んで除草をしています。この日に限りましては、午前中が雨ということもあり、ゴルフ練習場が休みでございました。

私たちが大型草刈機と公用車を持っていくときには、布川の下柳地先の土手から下に下りるところ、そちらは間違いなく施錠がされておりまして、鍵を開け、大型草刈機と公用車を入れて、すぐにまた鍵を締めて、旧テニスコートの脇のトイレがあるところ、あそこも鍵が閉まっていますので、あそこも鍵を開けて4台通り過ぎて、すぐにまた鍵を締めて作業をしておりました。

どのように入ってきたのかということは臆測になってしまいますが、本人に聞いたところ、自分たちが来たときは鍵が開いていたから来たんだというようなことをおっしゃっていましたが、帰るときは、土手のところ、布川地先、下柳に下りていくところからは車が通ったのは確認できませんでしたし、私たちが作業が終わったときには施錠されたままだったので、どこから帰られたのかは分かりませんが、今回の件に関しましては、急に前に出てきたということはありますけれども、一応前方不注意というような形で保険のほうを適用させてもらいたいということで財政課長に相談をしたところでございます。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 草刈りの作業中、前方だって、スピードは草刈機は遅いわげだよ。その前を不法に侵入した。施錠がかかったかかからないか分からないけれども、そこを通過して、保険だから半分の過失というのは、これ民間の人なら認めないですよ。公共

団体で保険に入っていたからこそ納得したと思うんですけれども、安易な妥協と思うんですけれども、和解ですね。

草刈り業務についても、こういうところは、保安要員などは配置の必要ないわけですよ。それで、草刈りの作業中、目の前を横切って後部のガラスを割ったと、相当これ、前のほうを横切ったんですか、進路妨害とか作業妨害に当たりますよ。そういう、役場のほうで安易な考えで和解することは、民間としてはちょっと考えつかないんですけれども、その点について一言お伺いします。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） それでは、五十嵐議員の御質疑にお答えいたします。

事故現場としましては、たこ揚げ大会をやる、たこを揚げる、昔、陸上競技場として使用していましたところ、そこと現在、野球場が下流から2面あります。その横がヘリポート、ドクターヘリのヘリポートになっていますが、そこの道の間、2メートルあるかないかの舗装した道なんですけれども、そこを急に葦のほうから車2台がたこ揚げ現場のほうに向かって、除草作業している車の前を2台が横切ったという状況です。

過失がないのではというようなお話もいただきましたが、一応と申しますか、車のガラスを割ってしまったことは事実なので、その方たちがどうやって入ってきたかというところを追求するのではなく、保険のほうで対応してほしいということで、財政課長に話をしたというところがございます。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 次に、8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 私も同じようなことを聞いたかったわけなんですけれども、今、五十嵐議員のほうからの質疑で大体分かりました。

私は、いつどこでどういう事故が起きるか、それは予測はつきません。そういうことで、今回、たまたまこういう事故が起きたんだらうというふうに思いますけれども、その対策、今後起きないようにする。その対策をどのように、マニュアルをつくってもしようがないでしょうけれども、対策を考えたのか、また今後、現場で作業する方に指示しなければならないと思うんですけれども、そういったことも含めて、お聞かせください。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

今後の対策ということで、今回起きました緑地での飛び石につきましては、臆測になってしまいますので詳しくは申し上げられませんが、下柳地先の土手を下りていくところの鍵、また、役場庁舎前の桜堤の手前から下りてくるところの鍵、全て鍵の番号は同じ番号、統一番号です。一つの鍵を持っていればどこからでも入れるというのが、今の現状になっておりますので、その辺も国交省のほうとも相談をさせていただく。

ただ、鍵を持っている公的な人間が、かなり複数います。役場のうちの課でも預かって

おりますし、また、利根川緑地のゲートの開閉作業をお願いしているシルバー人材センターさんにも預けてありますし、もちろん国交省で持っているということで、1か所ずつの鍵を変えるというのはなかなか難しいのかもしれませんが、その辺も含めて、本来入れない日に車が入ってくるということがないような対策をちょっと検討していく必要があるのかなと考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 不法侵入か不法ではないかというのも別にしても、あそこは皆さんが利用する場所ですから、当然これは入ってきますよ。それで、あの広い場所を全部施錠するというのはできないですよ。ですから、何か車が、公用車じゃない個人の車が入った場合には、相当注意深く作業するというふうなことが必要かと思うんですよ。

これにちなんで、これと全然別なんだけれども、先ほど通りましたドッグランなども、脇に野球場があって、ボールが飛び込んでくる可能性は幾らでもあるんです、子供たちの。それで、犬に当たってどうのこうのと、いろいろなそういう問題が起きてくるんですよ。ああいう隣接するという、そもそもがまずいので、何でも近づくから事故が起きるのであって、離れていれば起きないわけですよ。

そういうことも含めて、あそこ広い場所なんですけれども、道路そのものだけ専用にして金網張るといっていきませんので、その辺どういうふうにするか、今後、大きな事故起きないように、看板だけではちょっと足りないでしょうけれども、その辺十分に考えてください。お願いしたいですね。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） お答えいたします。

井原議員おっしゃるように、除草作業中の注意ということで、大型草刈機、ハンマーの場合は草を削りますので、前に石が飛ぶということを作業者は理解はしておりますが、前方に車があったり人がいたりするときは作業を中断してどいていただくとか、大型草刈機除草中というような看板を出して除草するなど、いろいろ細心の注意を払って作業を行ってまいりたい、そのように思います。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第62号 和解及び損害賠償額の決定についてを採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第26，諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

質疑通告はありませんので，討論を行います

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

次に，原案に反対する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

福田澄子氏を適任とすることについて，お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって，諮問第1号は原案について適任と判断されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第27，議員提出議案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題とします。

説明を求めます。

提出者，8番井原正光議員。

[8番 井原正光君登壇]

○8番（井原正光君） 議員提出議案第1号

令和3年9月21日

利根町議会議長 新 井 邦 弘様

提出者	利根町議会議員	井原 正光
賛成者	同	花嶋美清雄
賛成者	同	山崎誠一郎
賛成者	同	石井公一郎

賛成者	同	片山 啓
賛成者	同	若泉 昌寿
賛成者	同	船川 京子
賛成者	同	大越 勇一
賛成者	同	石山 肖子
賛成者	同	五十嵐辰雄

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、利根町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても、巨額の財政不都合が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1、令和4年度以降3か年の地方一般財源総額については、経済財政運営と改革の基本方針2021において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らない実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがされないよう十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特別措置は、本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税また地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月21日。

茨城県北相馬郡利根町議会。

意見書の提出先でございますが、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経営再生担当大臣。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

本案については、議長除く全議員が賛同しているため、質疑、討論は省略いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり意見書を提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（新井邦弘君） 日程第28、常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件を議題とします。

各委員長から所管・所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によりお手元に配付した所管・所掌事務調査の事項について、閉会中の継続審査の申出がありました。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（新井邦弘君） ここで、龍ヶ崎地方塵芥処理組合及び県南水道企業団に所属する議員から、それぞれの議会報告について発言を求められておりますので、これを許します。

龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会報告について、山崎誠一郎議員。

〔龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員山崎誠一郎君登壇〕

○龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員（山崎誠一郎君） 山崎でございます。龍ヶ崎地方塵芥処理組合の前回の報告以後の本年の活動について御報告いたします。

本年における活動は、コロナ禍に伴い、極力集合形式の会議を避け、現在まで、2月25日の第1回全員協議会及び第1回定例会、次に7月9日の第2回全員協議会の2回の開催となっております。

まず、2月25日の第1回全員協議会及び第1回定例会でございますが、塵芥組合の議会運営について協議を行うものでありました。4議案が提出され、審議を行い、3議案が可決、1議案同意ということになりました。

まず、初めの議案第1号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について、組合の人事、給与、サービス等の状況の公表を行うため、条例を新たに制定するものでありました。

次に、議案第2号 令和2年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合一般会計補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出をそれぞれ7,113万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億2,054万7,000円とするものであります。

次に、議案第3号 令和3年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合一般会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億2,139万円とするもので、前年度と比較しまして16億5,164万8,000円、率にしまして55.6%減額するものであります。

次に、議案第4号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合公平委員会委員の選任について、河内町選出の公平委員会委員の交代に伴う選任同意を行うものであります。

以上、4議案についての審議を行い、議案第1号から議案第3号までが原案可決、議案第4号が原案どおりの結果ということになりました。

次に、7月9日、第2回全員協議会が開催され、事務局より龍ヶ崎地方塵芥処理組合、稲敷地方広域市町村圏事務組合、龍ヶ崎地方衛生組合の3組合統合と複合化についての骨子案の説明を受け、協議を行いました。

統合の背景といたしまして、稲敷、龍ヶ崎地方に一部組合を設置してから58年が経過していること。二つ目としまして、この間、地方自治法の改正や市町村合併により全国の一部事務組合が減少していること。三つ目としまして、人口減少、少子高齢化の進行に伴うこと。四つ目としまして、新型コロナウイルスの影響により地方経済の低迷、地方自治体の税収の落ち込みが見込まれる等々のことなどが背景として挙げられておりました。

そして、それらを踏まえまして、今後も安定した公共サービスを提供するため、そして圏域住民の安心、安全、快適な生活環境の向上を図るため、3組合の統合、複合化に取り組むとの提案でございました。

三つの組合からは、事務局長及び事務次長等が出席し、塵芥処理組合職員に対して、塵芥処理組合の各委員からは、統合、複合化のメリット、総務部門の人員不足の解消とのことだが、3組合のそれぞれの総務部門の人数は何人なのか、それが一緒になることによってどのくらいの人数になるのか、また、現状の総務部門に係っているコストはどのくらいで、どのくらいのコストダウンに結びつくのか、また、今後のスケジュール等について教えてほしい等の意見が出されました。

事務局側の答弁としましては、ただいまの御意見等々組み込んで、今年12月に計画の案を報告する予定である。なお、統合は令和5年4月1日を目指しているとの答弁でありました。

以上が、前回報告後の龍ヶ崎地方塵芥処理組合の活動、2回の報告であります。

今後、この3組合の進展が予想される統合及び複合化、また、通常活動の塵芥処理組合の状況等につきまして、当議会におきまして定期的に報告することといたします。

以上で報告を終わります。

○議長（新井邦弘君） 次に、県南水道企業団議会報告について、大越勇一議員。

〔茨城県南水道企業団議会議員大越勇一君登壇〕

○茨城県南水道企業団議会議員（大越勇一君） 茨城県南水道企業団の令和3年第2回定例会の報告をいたします。

提出された議案は3件、決算の認定に係る報告が3件、請願が1件、その後、一般質問が行われました。

各議案を簡単に説明いたします。

議案第1号は、茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。これは、昨年度行われておりました茨城県南水道企業団水道運営審議会の答申書に基づき水道料金等の改定を行うもので、料金改定率は平均で約23%値上げの案が示されました。この議案につきましては、水道料金の一部減額が含まれた修正案の動議が提出され、修正案については賛成少数で否決、原案については賛成多数で可決されました。

次に、議案第2号は、令和3年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算で、これは令和3年度中に契約を行い、令和4年4月から実施する各業務委託の債務負担行為について期間及び限度額を定めるもので、賛成多数で可決されました。

次に、議案第3号は、令和元年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について。給水戸数が10万9,522戸、給水人口は24万2,276人、普及率は85.63%、水道事業の総収益は税込額で63億319万9,369円、総費用については税込額で56億5,421万6,819円となり、損益は3億9,644万1,223円の純利益でありました。また、基本的収支勘定について、収入は12億7,075万9,136円、支出は29億4,173万948円となっており、翌年度への繰越工事資金110万6,235円を除く資本的収支額が資本的支出額に不足する額16億7,207万8,047円は、過年度分損益勘定留保資金13億2,304万94円、繰越工事資金223万1,675円、減債積立金4,228万7,484円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額3億451万8,794円で補填し、剰余金の処分については全額を資本金へ組み入れるとの報告があり、賛成多数で認定されました。

次に、報告は、令和2年度茨城県南水道企業団水道事業会計継続費精算報告書、令和2年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書、地方公共団体の財政健全化法に係る公営企業会計の資金不足比率に関する報告のそれぞれ3件の報告がされました。

最後になりますが、共産党の議員団が賛同者として提出されました水道料金の値上げをしないことを求める請願についてが提出され、賛成少数で否決となりました。

以上で報告を終わります。

○議長（新井邦弘君） 報告が終わりました。

○議長（新井邦弘君） 次に、町長から発言を求められておりますので、これを許します。佐々木喜章町長。

〔町長 佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 令和3年第3回定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

9月2日から本日まで通算20日間にわたり行われました今定例会も、ここに全日程を終了し、閉会を迎えることになりました。

議員の皆様方には、令和2年度の決算認定など、合計27件の案件を御提案しましたところ、慎重なる御審議を賜わり、全て原案のとおり可決並びに承認をいただきましたことに心より御礼申し上げます。

また、今定例会の期間中に行われた決算審査特別委員会や一般質問、本日の議案審議など、それぞれの議案審査の過程において、議員の皆様からいただきました御意見や御提言などにつきましては真摯に受け止め、今後の町政運営に当たってまいります。

ここで、新型コロナウイルス感染症関連について申し上げます。

茨城県は、今月26日までとしていた県独自の非常事態宣言を19日をもって解除しました。しかしながら、国の緊急事態宣言は今月末まで延長されており、不要不急の外出自粛や飲食店に対する営業時間短縮要請など、より厳しい措置は継続中でございます。

一日も早い経済活動の再開と日常を取り戻すためにも、今皆様お一人お一人の御協力が必要でございます。引き続きになりますが、町民の皆様には、感染拡大、防止対策の徹底に御理解と御協力をお願い申し上げます。

今定例会の冒頭でも申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症対策や、加速する人口減少、少子高齢化など、当町を取り巻く情勢は厳しい状況が続いております。このような状況を乗り越えるため、今やるべきことを的確に見極め、これらに全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましては、さらなる町の発展のために御理解と御協力のほどお願い申し上げまして、今定例会閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

20日間大変御苦勞さまでございました。

○議長（新井邦弘君） 発言が終わりました。

○議長（新井邦弘君） 以上で、本定例会の日程は全部終了しました。

これをもちまして、令和3年第3回利根町議会定例会を閉会いたします。

次回、令和3年第4回定例会は、12月2日の開会を予定しております。

お疲れさまでした。

午後4時18分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 新井邦弘

署名議員 石山肖子

署名議員 花嶋美清雄